



業務遂行規準 2022年版



目次

はじめに



- 3 Jack Bowlesからのメッセージ
- 4 目的とエートス
- 3 働き方
- 8 部門長の役割
- 9 倫理的な意思決定

スピークアップ (内部通報)



- 11 グループ・スピークアップ・ポリシー

社会と環境



- 15 社員：職場における敬意
- 17 人権
- 20 健康、安全及び福祉
- 22 環境

個人と事業の誠実性



- 25 利益相反
- 29 贈収賄及び汚職対策
- 31 贈答品・接待(G&E)

外部の利害関係者



- 36 ロビー活動及びエンゲージメント
- 38 政治献金
- 40 コミュニティ投資

企業資産及び 財務の健全性



- 44 正確な会計及び記録保管
- 46 企業資産の保護
- 49 データプライバシー、秘密保持及び
情報セキュリティ
- 52 インサイダー取引及び市場濫用行為

国内及び国際取引



- 55 競争と反トラスト法令
- 59 制裁措置及び輸出管理
- 61 違法取引対策
- 63 脱税及びマネー・ロンダリング対策

用語



- 68 用語

→ はじめに

スピークアップ(内部通報)

社会と環境

個人と事業の誠実性

外部の利害関係者

企業資産及び財務の健全性

国内及び国際取引

用語

はじめに

- 3 Jack Bowlesからのメッセージ
- 4 目的とエートス
- 5 働き方
- 8 部門長の役割
- 9 倫理的な意思決定



Jack Bowlesからの メッセージ

目的主導型の思考

A Better Tomorrow™(より良い明日)を築くという確固たる目的のもと、BATグループを率いる立場にあることを光栄に思っています。当社は事業が健康へ及ぼす影響を低減させることで、この目的を達成していきます。

誠実性をもって目的を達成する

A Better Tomorrow™を築くためには、事業成果を達成する手段・方法が重要になってきます。倫理的で、かつ当社のエートスに示されている価値観に沿った行動は、顧客や従業員、投資家そして社会全体の期待に応える長期持続可能な事業をもたらします。

したがって、事業の継続的な成功のためには、全員が首尾一貫したルールや行動規範に則って働くことが極めて重要です。このことは、1990年代初頭から実施している業務遂行規準(以下、「本規準」)において明確に述べられています。

具体的な事情はそれぞれの事案ごとに異なるものであり、本規準はすべてのジレンマや課題に対し答えを提供するものではありません。

もし本規準の中に答えを見つけない場合や、各事案において本規準をどのように当てはめるべきかがわからない場合には、同僚や部門長、LEX Counselに相談することを推奨します。

あなたがBATに期待できること

BATは誠実な目的遂行を実現すべく、あなたを常にサポートします。当社のビジネスにおいて何らかの不正行為が疑われる場合には、マネージャーやLEX Counsel、Designated Officerに報告するか、スピークアップ・ホットライン(秘密は厳守されます)を利用して下さい。

BATは、本規準への違反に関する申立てを真摯に受け止めています。また、あげられた報告はすべて厳に機密として取り扱うことを、私個人として確約します。いかなる者も通報をしたことにより何らかの報復を受けることはありません。

私は、すべての業務において誠実な目的遂行を優先する会社を率いることに努めています。そうすることで、全員が誇りをもってA Better Tomorrow™を築いていくことができると考えています。

業務遂行規準は必ず読むようにして下さい。

Jack Bowles
Chief Executive
2022年1月



目的と エートス

当社の目的は明確です。
それは、A Better Tomorrow™を築くということです。

成人のお客様の嗜好に合わせた非燃焼式たばこ製品の複数の製品カテゴリーからなるポートフォリオを通じて、当社の事業が健康へ及ぼす影響を低減させることで、この目標を達成していきます。

文化 誠実性をもって 結果を出す

働き方の基礎となるのは、事業の関係者全員が理解し共有する高度な誠実性をもって事業の結果を出すことへの集団的なコミットメントです。

エートス 価値観の設定

A Better Tomorrow™の達成のために重要となるのはエートスです。エートスは当社グループ全体の文化や行動の指針となるとともに、持続可能な成長のための未来に適合した組織体制を確立するものです。「**確固たる行動**」「**迅速な行動**」「**権限ある行動**」「**多様性**」「**責任感**」の5つの行動原則が重要です。



業務遂行規準 行動の指針

エートスが示す価値観や行動は、**業務遂行規準(本規準)**にて重視されています。本規準は、当社が追求する高度な誠実性を表したものです。



働き方

業務遂行規準はブリティッシュ・アメリカン・タバコ
の世界的な方針であり、当社が追求する高度な
誠実性を表したものです。

現地版・業務遂行規準

グループ内の各社には、本規準又はこれに準拠した独自の規準を採用することが求められます。本規準の現地版を採用する場合は、少なくとも本規準と同等に厳格であるか、LEX Leadership Teamが確認したものでなければなりません。本規準が現地の法律と矛盾する場合は、法律が優先します。

本規準の優先

本規準(又は該当する場合はその現地版)とグループ会社により発行された他の文書(雇用契約書を含む)が矛盾する、又は一致しない場合は、本規準(又はその現地版)の条件が優先するものとします。

誠実性の追求

我々は本規準(又はその現地版)と、グループ会社、当社の事業及び我々自身に適用されるすべての法令及び規則を遵守し、常に高度な誠実性をもって行動しなければなりません。

我々は常に法に従って行動しなければなりません。しかし、誠実性をもつということには、徹底した法令遵守以上の意味があります。誠実性をもつためには、従業員の行為、行動及び業務が、責任感のある、正直で誠実、かつ信頼できる方法で遂行される必要があります。

我々は、本規準又はその現地版を認知し、理解し、これに従うことが求められます。

本規準はBAT、その子会社及びBATが管理するジョイントベンチャーの全従業員に適用されます。当社と共に働く請負業者、出向社員、研修者、エージェント及びコンサルタントの皆様には、各社内で常に本規準又はその他の同様の規準に合致した行動を取ることをお願いしております。本規準を補完する文書である「BAT Supplier Code of Conduct (BATサプライヤー行動規範)」には、当社がサプライヤーの皆様には遵守いただきたい最低限の規準が定められており、これは当社との契約に組み込まれています。

違反報告義務

我々には、本規準又は法律に違反する不正行為の疑いがあれば、すべて報告する義務があります。また、グループと共に働く第三者によるそのような行為も、すべて報告する必要があります。

BATは、本規準の違反又は違法行為に関する懸念を表明した、又は報告した者に対する一切の報復を禁じます。

違反への対応

本規準への違反又は違法行為は、特に深刻な違反については解雇等の懲戒処分の対象となります。

本規準又は法律の違反行為があれば、グループ及び関係者に深刻な影響が及ぶ場合があります。当該行為が犯罪性を有する可能性がある場合には、関係当局に対して告発され、その結果、起訴される可能性があります。

年次確認・研修

当社の全従業員及びグループ会社は、本規準の遵守を毎年正式に確認しなければなりません。

従業員は、年次の「本規準承認手続 (SoBC sign-off)」の際にこの確認を行います。この手続では、本規準へのコミットメントと遵守を再確認し、また、透明性確保の点から個人的な利益相反をすべて申告又は再申告していただきます。

新規採用者には、ロビー活動やエンゲージメントをはじめとする、本規準のポリシーに関する新人研修の受講が義務付けられています。また、利益相反の開示も求められます。

グループ会社は、「Control Navigator」を利用してこのような確認を行います。これにより、各グループ会社の事業単位すなわちマーケットが、本規準の遵守をサポートするための適切な手続を確立していることを確認します。

安心・安全な環境

グループ会社には、我々のメンバーの安全と、資産や情報を維持する責任があります。詳細は「Group Security Procedure (グループ会社のセキュリティ手続)」を参照してください。

責任あるマーケティング

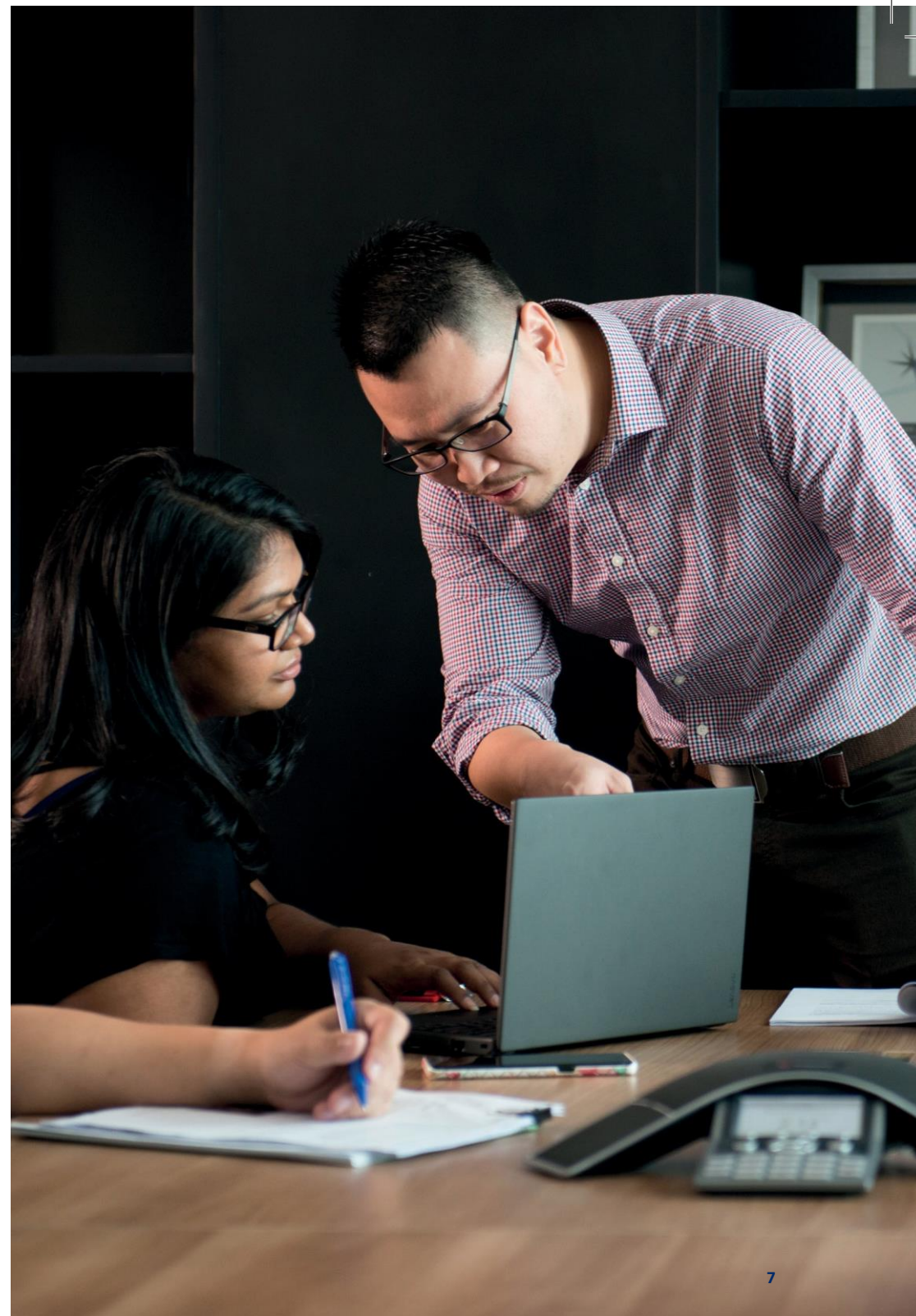
グループ会社及び従業員は、グループの製品について責任あるマーケティングが行われるようにしなければなりません。これについては、本規準とは別に「International Marketing Principles (マーケティング国際原則)」に規定されています。

メディアとソーシャルメディアの利用

ジャーナリストや報道関係者から取材の申込みがあった場合には、現地の External Communicationsチームに報告してください(グループの報道室には、press_office@bat.comから連絡可能です)。

従業員によるソーシャルメディアの利用は、BATの資産や評判にとってのリスクとなる可能性があります。従業員は、ソーシャルメディアを利用する際には適切な判断を行うとともに、本規準を必ず遵守しなければなりません。

我々は、本規準又はその現地版を認知し、理解し、これに従うことが求められます。



部門長の役割

本規準、ポリシー及び手続は、役職にかかわらずすべての者に適用されます。マネージャーは、本規準の重要なロールモデルです。あなたが部下を管理する立場にある場合は、すべての部下が本規準を読み、自分たちに何が期待されているのかを理解するために必要な説明、リソース及び研修を受けるようにしなければなりません。

部門長には、次のことが求められます

- BATのエートスを理解し、正しいことのために毅然とした姿勢で行動する
- チームを指導し、「誠実な目的遂行」の方法を理解させ、一貫性のある行動を認識できるようにする
- ロールモデルとして職場における敬意の見本を示す
- 懸念があれば報復を恐れることなく自由に通報できる環境を作る
- 適切な場合には問題を提起する

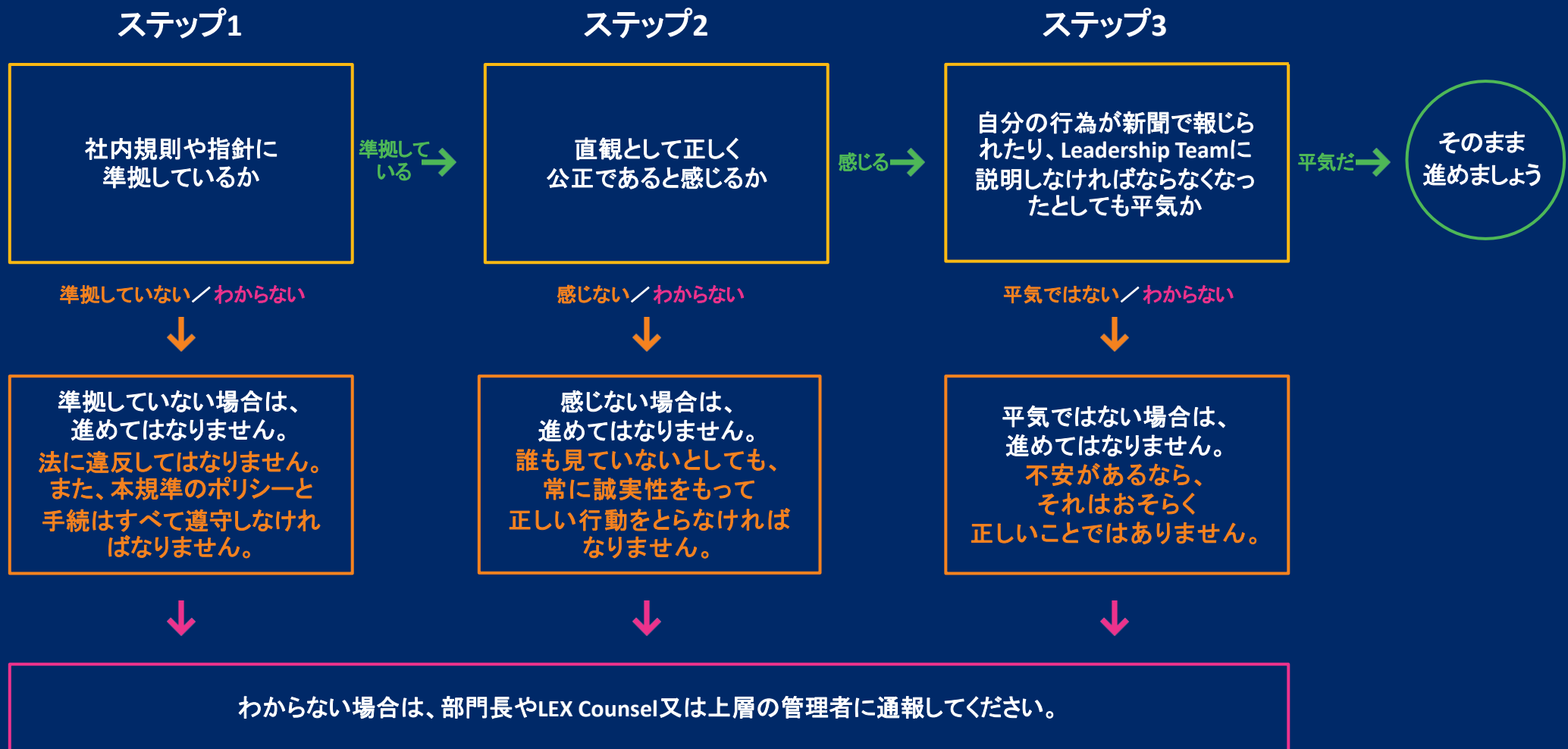
例外や妥協は許されません

部門長には、本規準と相容れない、あるいは法に反するいかなる行為も指示又は許可する権限はありません。我々はいかなる場合であっても、結果を優先して本規準に関して妥協することは認めません。業務をどのように遂行するかは、業務の成果と同様に重要なことです。

部門長があなたに本規準又は法に違反することを行うように指示してきた場合は、当該部門長の上層の管理者、地域のLEX Counsel又は「Designated Officer」の1人 (gdo@bat.com) にその旨を提起してください。社内の人に話すことが難しい場合は、秘密厳守のスピークアップ・ホットラインを利用して通報してください。

倫理的な意思決定

本規準により、業務中に遭遇しうるすべての状況に対応できるわけではありません。大切なのは、正しい行動の選択の仕方を認識しておくことです。あなたが倫理的に難しい、又は不確実な状況に置かれた場合は、下のチャートに従ってください。



はじめに

→ **スピークアップ(内部通報)**

社会と環境

個人と事業の誠実性

外部の利害関係者

企業資産及び財務の健全性

国内及び国際取引

用語

スピークアップ (内部通報)

11 グループ・スピークアップ・ポリシー



グループ・スピークアップ・ポリシー

不正行為を通報(スピークアップ)するには勇気が必要です。スピークアップ・ポリシーは、内部通報を行う人を支援することに加え、当社が従業員から提起された懸念をどのように扱うかについて、信頼と自信を持っていただくためのものです。

勇気を出してスピークアップしてください

当社グループのために/と共に働いている人で、職場における実在の、又は疑わしい不正行為(過去のもの、現在進行中のもの、今後発生する可能性のあるものを含む)に関する懸念を持っている人は誰でも、その懸念を表明するべきです。

これには従業員、請負業者、派遣従業員、取引先、顧客、サプライヤーとそれらの従業員が含まれます。



不正行為の例

不正行為の例には次のものがあります。

- 犯罪行為(窃盗、詐欺、贈収賄、汚職を含む)
- 個人の健康若しくは安全を危うくする、又は環境に損害を与える行為
- 職場におけるいじめ、嫌がらせ(セクハラを含む)及び差別、「現代の奴隷制度」又はその他の人権侵害
- 会計上の不正行為又は文書の改ざんや偽造
- その他、本規準又はグループのその他の世界的なポリシー、原則、基準に対する違反
- 作為又は不作為による、法的義務の不遵守
- 誤った処罰
- 不正行為の隠ぺい

不正行為には、自身の個人的な雇用状況又は昇進についての不満は含まれません。このようなケースについては苦情処理手続が設けられています。人事部が示している苦情申立ての方法の詳細を参照して下さい。

これに加え、部門長には、報告を受けた懸念を上部に伝達する義務があります。こうした懸念を無視した場合、又は通報を止めさせたり、妨げたりした場合には、懲戒処分の対象となる場合があります。

通報先

懸念の通報先は複数あります。ご自身が最も安心して話せる通報先にご相談ください。

- Designated Officer
- 人事部長又はLEX manager
- 部門長
- 当社専用の外部スピークアップ・チャンネル(www.bat.com/speakup)。独立した機関であり、秘密は厳守されます。オンライン又は電話で懸念を表明することができます。

グループの上級管理者4名が「Designated Officer」として指名されています。誰でもDesignated Officerに直接懸念を表明できます。

Designated Officerは、次のとおりです。

- AGC Business Conduct and Compliance:
Tamara Gitto
- Company Secretary of
British American Tobacco plc:
Paul McCrory
- Group Head of Internal Audit:
Graeme Munro
- Group Head of Reward:
Jon Evans

上記4名にはメール(gdo@bat.com)、電話(+44 (0)207 845 1000)又はBritish American Tobacco plc, Globe House, 4 Temple Place, London WC2R 2PGに書面を送付することで連絡を取ることができます。

調査と秘密保持

どのような方法でスピークアップしたとしても、当社は通報者の身元を秘密として厳守し、報告された懸念について公正かつ客観的な調査を行います。

適切な場合には、本規準の違反が判明した個人に対し、懲戒処分等の措置を講じます。

また、通報者には、当社から連絡が可能で、適切な場合には、可能な範囲で調査の結果をお知らせします。

報告された懸念がどのように上層部に伝達され、調査が実施されるかについては、「Group SoBC Assurance Procedure (グループ会社のSoBC保証手続)」をご覧ください。

現地のDesignated OfficerとSoBC Assurance Procedure

当社では、世界中の各拠点について、現地で懸念の提起を受理するDesignated Officerを配置しています。

Group SoBC Assurance Procedureは、本スピークアップ・ポリシーを補完するものであり、本規準に対する違反の懸念や報告が上層部に報告され、調査が行われる手順を詳細に定めたものです。

通報者の保護

通報者は、実在の、又は疑わしい不正行為に関する懸念の表明を理由に、たとえ誤認していた場合であっても、(直接的か間接的かにかかわらず)いかなる形の報復も受けません。

当社は、懸念を表明した従業員又はその従業員に協力した従業員に対する嫌がらせや迫害を容認しません。このような行為そのものが本規準に対する違反行為であり、重大な懲戒処分の対象として取り扱われます。



相談窓口

所属部門の部門長

上級管理者

現地のLEX Counsel

Head of Compliance: sobc@bat.com

はじめに

スピークアップ(内部通報)

→ **社会と環境**

個人と事業の誠実性

外部の利害関係者

企業資産及び財務の健全性

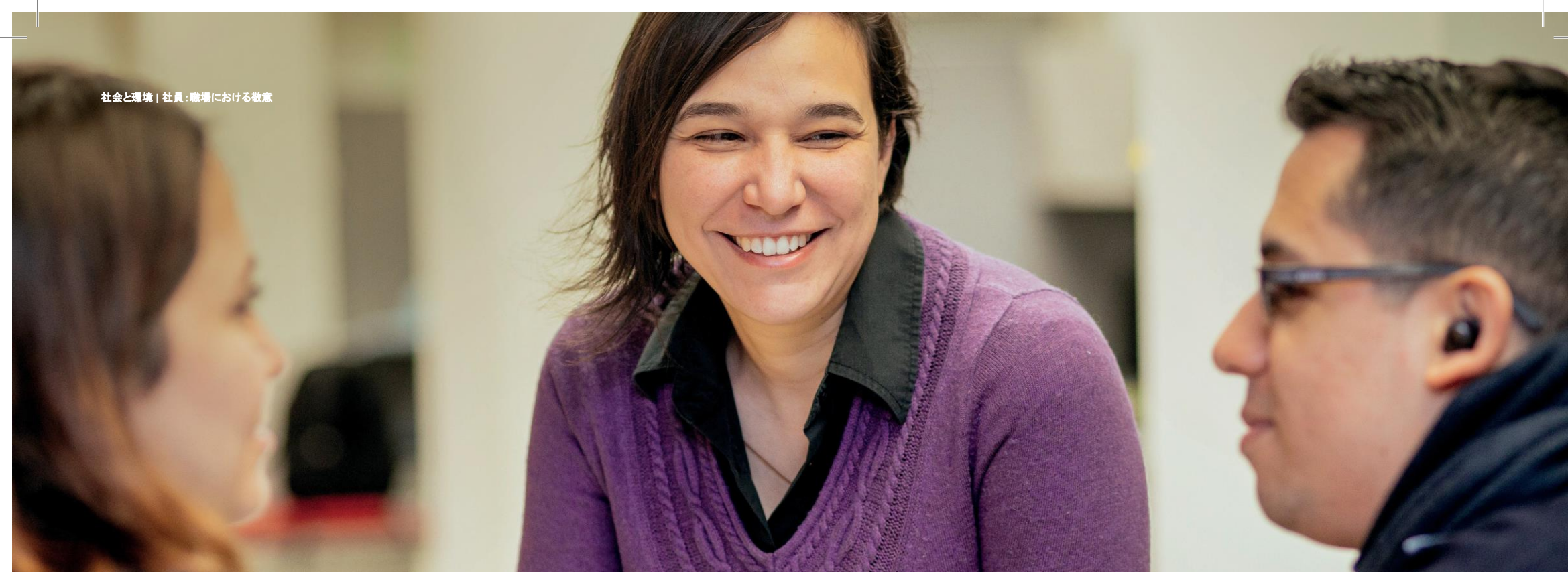
国内及び国際取引

用語

社会と環境

- 15 社員:職場における敬意
- 17 人権
- 20 健康、安全及び福祉
- 22 環境





社員： 職場における敬意

我々はすべての同僚及び取引先に、尊厳と敬意をもって接しなければなりません。

当社の信念

当社は、結社の自由、あらゆる形態の強制労働の排除、児童労働の効果的な廃止、雇用と職業に関する差別の排除といった、基本的な労働権が尊重されなければならないと考えています。

当社の社員及び人権に関するポリシーは、国内の及び国際的な労働法、推奨される実施例及び指針¹に基づいています。

当社は、適用されるすべての労働法及び規則を遵守します。

多様性は、当社のエートスの重要な原則です。

¹ 労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関 (ILO) 宣言、国連ビジネスと人権に関する指導原則、OECD 多国籍企業行動指針

平等と多様性の推進

当社は全従業員に平等な機会を与え、公平に取り扱うこと、そして雇用における平等の推進を通じてインクルーシブな従業員層を構築することに全力を注ぎます。

多様性は、当社のエートスの重要な原則です。多様性とインクルージョンに関するグループ全体の戦略では、従業員全員が能力を発揮できるようにすることを重視しています。当社はそれぞれの違いに敬意を払って尊重し合い、個人の独自性を大切にしています。

我々は、同僚に対し自分がこう扱われたいと望むように接するとともに、彼女/彼らの特性と意見を尊重しなければなりません。そしていかなる形態であれ、法に反する差別を行ってはなりません。

差別には、従業員の雇用、能力開発、昇進又は退職に関する判断に、人種、民族性、肌の色、性別、年齢、障害、性的指向、性同一性、性別適合、階級、宗教、政治的立場、婚姻状況、妊娠状況、組合への所属、喫煙習慣又は法により保護されているその他の特性に影響させることを含みます(ただし、これに限りません)。

これは、職場における差別の撤廃に関する基本原則を定めたILO条約第111号を当社が支持していることの表れです。

嫌がらせといじめの防止

嫌がらせやいじめは、絶対に許容されません。当社は、このような行為又は態度を職場から排除することに全力で取り組みます。

嫌がらせやいじめには、虐待的、屈辱的又は威嚇的な性質を持つあらゆる形態の性的、言語的、非言語的及び身体的行動が含まれます(ただし、これらに限りません)。

我々がこのような行動や、その他許されない行動を目撃又は経験した場合には、部門長に報告する必要があります。当社は従業員が問題を提起することに自信を持つことができる環境を提供することを追及し、全当事者が満足できる迅速な解決にたどり着くことを目指す体制を整えるべく努めます。

従業員は、現地の苦情処理手続又はグループ・スピークアップを通じて問題を提起することができます。

公正な賃金及び福利厚生

当社は、公正で明確、かつ競争的な賃金及び福利厚生の提供に全力で取り組みます。

グループ会社は、最低賃金に関するすべての法令を遵守しなければなりません。また、当社の戦略は、現地における競争的な報酬水準を目指しています。

ワークライフ・バランスの支援

当社は、従業員のワークライフ・バランスの支援に全力で取り組みます。

グループ会社は、法律上義務付けられている労働時間の上限を考慮したうえで、労働時間に適用されるすべての法律を遵守しなければなりません。

当社はグループ会社に対し、従業員のワークライフ・バランスの支援とともに、現地の習慣に従い、家庭生活に配慮した方針やプログラムの模索・導入を奨励しています。



人権

当社は常に、従業員、取引先、当社が事業を展開している現地のコミュニティの人権を尊重し、事業を行わなければなりません。

当社の信念

当社は、世界人権宣言に述べられているように、**基本的人権は尊重されなければならないと考えています。**

当社の社員及び人権に関するポリシーは、国内の及び国際的な労働法、推奨される実施例及び指針²に基づいています。

当社は、適用される労働法及び規則をすべて遵守します。

² 労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言、国連ビジネスと人権に関する指導原則、OECD多国籍企業行動指針

児童労働の禁止

当社は、当社の事業において児童労働が一切行われていないことを保証するべく全力で取り組みます。当社は、子どもの福祉、健康及び安全が常に最優先されることを保証するよう努めます。当社は、子どもたちの成長と彼らのコミュニティや国の発展に最も役立つものは、教育であると認識しています。

当社は、就労の最低年齢と最悪の形態の児童労働の排除に関する基本原則を定めているILO条約第138号及び第182号を支持しています。

そのため、

- 危険とみなされる作業又は子どもの健康、安全若しくは道徳を損なう可能性がある作業は、18歳未満の子どもに行わせてはなりません
- 就労の最低年齢は、法律で定められた義務教育を修了する年齢未満であってはならず、いかなる場合でも15歳以上でなければなりません

当社はサプライヤー及び取引業者に対し、当社の「Supplier Code of Conduct (サプライヤー行動規範)」に定められた最低年齢要件への賛同を求めます。現地の法令に則している場合は、13歳から15歳の児童が軽作業を行うことは可能です。ただし、その仕事が当該児童の教育や職業訓練を妨げないこと、あるいは当該児童の健康や発達を害する可能性のある活動(機械設備の操作、農薬を扱う作業等)を一切含んでいないことを条件とします。当社はまた、権限のある規制当局が承認した研修や実習も例外として認めています。

人権の管理

当社は、サプライチェーン等の自らの影響力が及ぶ領域における人権の促進に全力で取り組みます。当社は世界中で事業を展開しています。その中には、紛争に苦しむ国や、民主主義、法の支配又は経済開発が進んでいない国、人権が脅かされている国等があります。

すべてのサプライヤーには「Supplier Code of Conduct」の要件を満たすことが期待されており、これはサプライヤーとの契約にも組み込まれています。

当社は、可能な限り、当社のデューデリジェンス手続により、当社のポリシーコミットメント及び「Supplier Code of Conduct」の有効性とコンプライアンスを監視します。また、人権に関するリスクや影響、侵害を特定し、防止・軽減します。

当社は、業務又はサプライチェーンにおいて把握された人権問題を完全に調査し、是正し、継続的に改善していくことに全力で取り組みます。サプライヤーに関して人権侵害が確認されたにもかかわらず、是正措置の取組みが見られない、何らの対応も行われず、又は改善が見られない状態が続いた場合には、当該サプライヤーとの取引を中止する必要があります。

結社の自由

当社は、結社と団体交渉の自由を尊重します。

当社の労働者は、現地の会社が承認した労働組合又はその他の誠実な代表組織を自らの代理人とする権利を有しています。かかる代理人は差別されることなく、その職場における活動を、法、規則、優越する労使関係と労働慣行及び合意した会社の手続の枠組みの中で実施することができなければなりません。

労働の搾取及び「現代の奴隷制度」の禁止

当社は、当社の事業において奴隷制、奴隷状態、強制労働、拘束労働、不随意の労働、人身売買又は違法な移民労働が一切発生しないよう全力で取り組みます。グループ会社及び従業員（並びに当社に代わって行動する人材紹介業者、就職斡旋業者又は第三者）は、次のことを行ってはなりません。

- 雇用の条件として、労働者に採用料の支払、借入れをすること又は不当なサービス料や預入金の支払を要求すること
- 雇用の条件として、労働者に身分証明書、パスポート又は許可証を手渡すよう要求すること

国内法又は雇用手続で身分証明書の使用が求められている場合は、当社はこれらを厳格に法律に従って使用します。セキュリティ又は保管上の理由で身分証明書を保持又は保存する場合には、労働者の書面によるインフォームドコンセントが必要となります。このインフォームドコンセントは真意でなければなりません。また、身分証明書は、労働者が自由にアクセスでき、いつでも制約なしに取り戻せる状態でなければなりません。

現地のコミュニティ

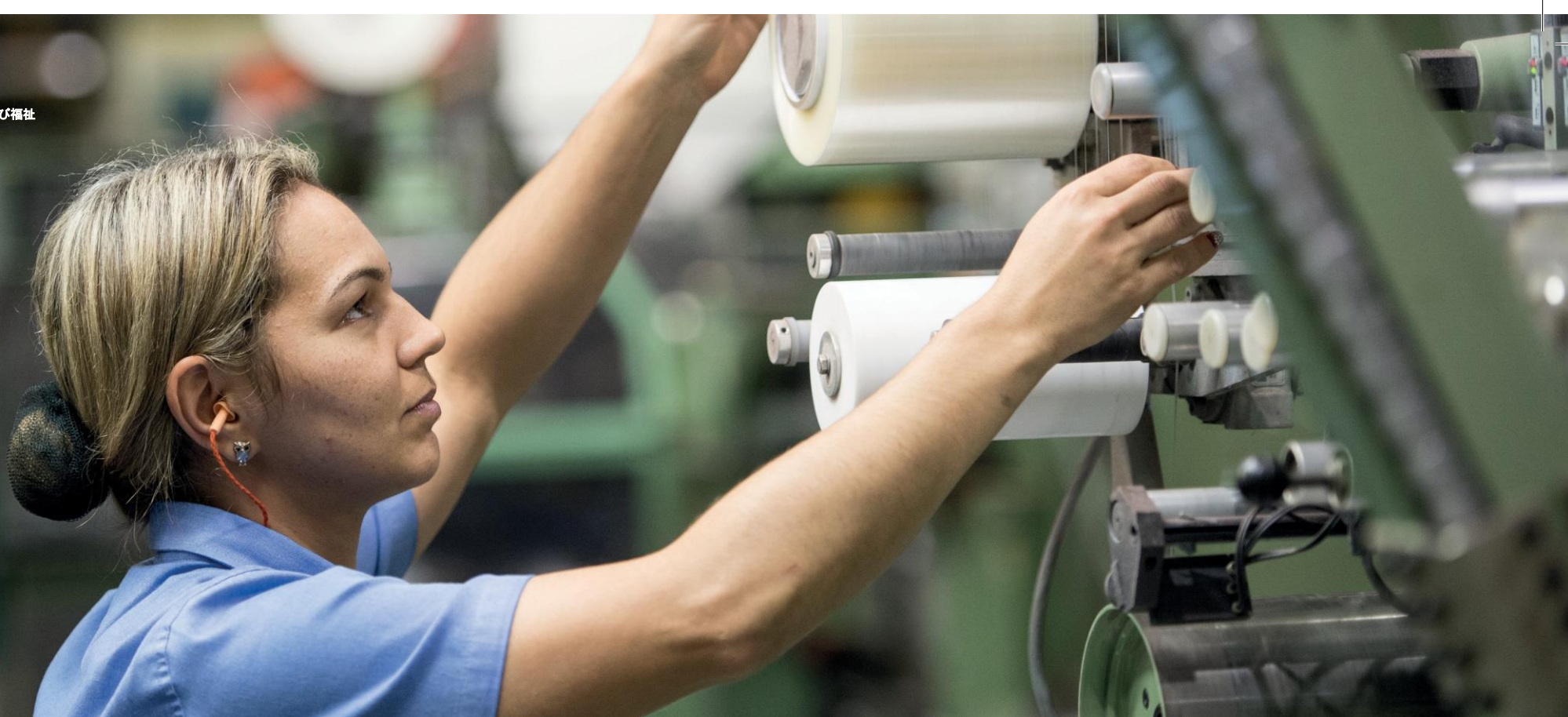
当社は事業を運営する現地のコミュニティの独自の社会的、経済的及び環境的利益を把握し、理解するよう努めます。

当社は、当社が展開する事業に関係のある、又は事業が影響を及ぼす可能性のある人権に関する具体的なリスクを明らかにしなければなりません。そのために、当社は従業員やその代表者を含む当社の利害関係者の意見も求めます。

当社は、展開する事業が決して人権侵害に繋がらないように計らい、当社の行動が人権に直接もたらすマイナスの影響を是正するための適切な措置を講じます。

当社は従業員に対して、各コミュニティと職場の双方で積極的な役割を果たすことを奨励します。グループ会社は従業員のための、又、当社が事業を行うコミュニティでの能力開発の機会の創出に努め、現地政府の開発目標及び政策と調和した事業を展開することを目指します。

すべてのサプライヤーには「Supplier Code of Conduct」の要件を満たすことが期待されており、これはサプライヤーとの契約にも組み込まれています。



健康、安全 及び福祉

当社は安全で健康的な労働環境を提供するとともに、これを維持しなければなりません。

当社の信念

当社では従業員の健康、安全及び福祉を重視しており、事故や怪我を防ぐために、そして職場における健康リスクを最小化するために、安全な労働環境を整えることに全力で取り組みます。

当社の「Group Health and Safety Policy(グループ会社の安全健康ポリシー)」は、国内の及び国際的な労働法及び基準³に基づいています。当社は、適用されるすべての健康及び安全法及び規則を遵守します。

³ ILO労働安全健康マネジメントシステム、ISO 45001(労働安全健康管理)

安全健康マネジメント

当社は、事業を成功させるには、すべての従業員、請負業者及び社外人員の健康、安全及び福祉が重要であると認識しています。

グループ会社は次のことを行わなければなりません。

- 当社の「Group Health and Safety Policy」及び「Global EHS Policy Manual (グローバルEHSポリシーマニュアル)」又は国内法のうち基準が厳しい方に合致した安全健康の手順を採用すること

グループの全従業員は次のことを行わなければなりません。

- 就業中は、自身や他の人の安全健康に気を付けること
- 安全健康に関するあらゆる事項に全面的に協力すること
- 安全のために備えられている機器・設備を妨害したり、悪用したりしないこと
- 安全性を欠いた状況がある場合には、「Global EHS Policy Manual」に従って報告すること

従業員の健康の保護

当社では従業員の健康を重視しており、事故や怪我を防ぐために、そして職場における健康リスクを最小化するために、安全な労働環境を整えることに全力で取り組みます。

当社は、世界各地の従業員の身体的安全を最大限まで高める努力を継続し、当社のポリシー及び規準が理解され、全員が健康、安全及びセキュリティの諸課題と自身の業務に関連する遵守事項を認識できるよう、研修を行うことを確約します。



環境

当社では、事業全体及び当社の影響力が及ぶ広範なサプライチェーンにわたる優れた環境管理に全力で取り組めます。

当社の信念

当社の製品が天然資源にいかに依存しているかを踏まえ、優れた環境管理は正しいことであるのみならず、ビジネスの観点からも強い合理性があるものと確信しています。

当社の「Group Environment Policy (グループ会社の環境ポリシー)」は、国内の及び国際的な労働法、推奨慣行及び基準⁴に基づいています。

当社は、適用されるすべての環境法及び規則を遵守します。

⁴ISO 14001 (環境マネジメントシステム)。

環境保護

グループ会社は次のことを行わなければなりません。

- 「Group Environment Policy」及び「Global EHS Policy Manual」又は国内法のうち基準が厳しい方に合致した環境手続を採用すること

グループの従業員は、次の措置を通じて当社の環境管理の取組みに貢献することが奨励されます。

- 自らが環境に及ぼす影響を理解し、責任あるリソース使用の機会を特定する
- 環境に関するすべての法令と当社の「Global EHS Policy Manual」をよく理解し、遵守するようにする
- サプライヤー及び取引先に、「Supplier Code of Conduct」に定められた環境持続可能性に関する最小限の規準を遵守させる
- 違反があれば「Global EHS Policy Manual」に従って報告する

全従業員には、当社の従業員学習プラットフォームであるGRIDで提供されている「Environmental Sustainability Foundation Programme (環境持続可能性基礎プログラム)」の実行が奨励されています。



相談窓口

所属部門の部門長

上級管理者

現地のLEX Counsel

Head of Compliance: sohc@bat.com

はじめに

スピークアップ(内部通報)

社会と環境

→ 個人と事業の誠実性

外部の利害関係者

企業資産及び財務の健全性

国内及び国際取引

用語

個人と事業 の誠実性

25 利益相反

29 贈収賄及び汚職対策

31 贈答品・接待(G&E)





利益相反

我々は業務関係に利益相反が生じることを避ける必要があり、利益相反が生じる可能性のある個人的な状況があるのであれば、これについて透明性を確保しなければなりません。誠実性をもって事業を行うには、利益相反を効果的に管理する必要があります。

会社の最善の利益となる行動

我々は、自分の個人的な利益がグループ又はいずれかのグループ会社の利益と相反する、又は相反すると思われるような事態を避けなければなりません。

利益相反をもたらすおそれのある状況や人間関係は多くあります。その中で最も一般的な利益相反の例を、次ページで解説します。

一般的に利益相反とは、グループ内の個人の地位又は職務が、当該個人又はその近親者に個人的な報酬又は利益(雇用による報酬以外の)を得る機会を提供する状況、あるいは個人がグループ内の自身の職務及び責務よりも、当該個人又はその近親者の利益を優先する余地がある状況を指します。

利益相反の開示

BATへの入社時に、又はその後に利益相反が生じた場合には直ちに、SoBC Portalを通じて開示してください。SoBC Portalにアクセスできない場合は、所属部門の部門長にその状況を開示してください。

外見上利益相反のおそれがあれば、あなたが利益相反が実際に生じているのか確信できなくても、とにかく開示すべきです。利益相反の外観は、実際には生じていない場合であっても疑惑を生む可能性があります。不安がある場合には、慎重を期すために開示し、上級管理職が必要に応じて状況を認識できるようにする必要があります。

開示後、部門長は、当該利益相反に関連してBATにリスクが及ぶ可能性があるか、また、リスクが認められた場合には、それを管理又は軽減するために何らかの措置を講じる必要があるかを、本人を関与させた上で評価します。BATの利益にとってのリスクがわずかで、措置を講じる必要がない場合もあります。

しかし、当該利益相反がBATの利益に悪影響を与えかねない場合には、措置が必要となる可能性があります。これには、本人の担当業務、所属部署又は担当顧客の変更や、特定の顧客、サブライヤー又はBATの従業員との取引の禁止が含まれます。

部門長は、申告された利益相反についてリスク軽減措置を取る必要があるか判断できない場合は、「Conflicts of Interest: A Guide for Line Managers (利益相反: 部門長向け指針)」を確認してください。それでも判断できない場合は、上級管理者又は現地のLEX Counselの助言を求めてください。

グループ会社の役員は、当該会社の次回の取締役会議で利益相反を開示し、取締役会の正式な承認を求めなければなりません。

また、利益相反の可能性についての定期的な見直し、更新及び確認を行わなければなりません。

利益相反の記録

マネージャーは、自分に対して開示された利益相反をすべてSoBC Portalに登録しなければなりません。当該従業員がSoBC Portalにアクセスできない場合は、現地のLEX Counsel又はCompany Secretaryに必ず報告しなくてはなりません。

次にあげるのは、利益相反の一般的な例ですが、利益相反のおそれがある状況はこのほかにもあります。自分の置かれている状況が利益相反となるか否か判断できない場合には、部門長又はLEX Counselに相談してください。

BATへの入社時に、又はその後利益相反が生じた場合には直ちに、SoBC Portalを通じて開示してください。SoBC Portalにアクセスできない場合は、所属部門の部門長にその状況を開示してください。

家族関係又は個人的関係

近親者と共に働くことは、その近親者がグループの従業員であるか、競合企業や取引先の従業員であるか、BATの事業に影響を及ぼしうる公務員であるかにかかわらず、利益相反を生じさせる可能性があります。

あなたは、グループに勤めている近親者がいる場合は開示しなければなりません。他のBATで働く者との親密な関係は、利益相反又はそのような状況につながる可能性があります。このような状況にある従業員は、当該関係を開示する必要があります。

当社での勤務期間中、あなたには、近親者や親密な関係にある者を雇用し、監督し、又はそれらの者の雇用条件に影響を及ぼすか、若しくは扱いに影響を与える権限は与えられません。あなたのマネージャーは、あなたの置かれた個別の状況を考慮し、リスク軽減のためにどのような措置を講じるべきかを判断します。

部門長と部下が、近親者や親密な関係であってはなりません。従業員は、競合企業、サプライヤー、顧客又はその他グループの重要な取引先企業と自らが親密な関係にあるか、自分の知りうる限りにおいて近親者がこれらに勤務し、業務を提供し、又はこれらについて重要な経済的利害を有する場合には、開示しなければなりません。

あなたが、顧客又はサプライヤーにて働く近親者と業務関係を有している場合、又は近親者が重要な経済的利害を有している企業と業務関係を有している場合は、経営陣はあなたの担当業務又は担当顧客を変更することが必要になる可能性があります。

あなたは、公務員でありBATの業務に影響力を持ちうる役職に就いている近親者がいる場合も、開示しなければなりません。

当該近親者が、高位の意思決定権限者である必要はありません。あなたは、当該公務員が、BATの業務に影響力を持ちうる役職に就いている場合は、開示する必要があります（国に雇用されている学校教師、刑務官、消防士、看護師等は通常除外されます）。開示が必要か判断できない場合には、現地のLEX Counselに相談してください。

経済的利害関係

あなたは、自分自身及び同一世帯に暮らしている近親者について、次のことを開示しなければなりません。

- 競合企業に関するあらゆる経済的利害関係
- あなたがグループとサプライヤー若しくは顧客との取引に関係している、又はそのような者の監督を担っている場合は、当該サプライヤー又は顧客との経済的利害関係

上場されているミューチュアル・ファンド、インデックス・ファンド及び同様の集団投資であり、個人投資家が投資対象について発言権を持たないものは、開示する必要はありません。

「重要な経済的利害関係」とは、あなたの判断に影響を及ぼす可能性がある、又はグループ会社の視点から見て影響を及ぼす可能性があるように見える、あらゆる経済的利害関係をいいます。

あなたが次に関して重要な経済的利害関係を持つことは禁じられています。

- あなたがグループとサプライヤー若しくは顧客との取引に関係している、又はそのような者の監督を担っている場合は、当該サプライヤー又は顧客
- グループの競合企業又はグループの利益に反する活動を行っているあらゆる企業

競合企業に関する重要な経済的利害関係に関しては、あなたがグループに雇用される前に当該経済的利害関係を獲得しており、グループに採用される前にあなたを雇用する会社に文書でその旨を開示し、当該会社が異議を唱えなかった場合に限り、あなたは当該経済的利害関係を維持することを許可される場合があります。いずれかのグループ会社の取締役がこのような経済的利害関係を有していた場合、次に開催される取締役会で当該所有を報告し、その旨を議事録に記録しなければなりません。

疑問がある場合は、現地のLEX Counselに相談してください。

社外雇用

事前にその意図を開示し、部門長からの書面による許可を得ることなく、第三者のために、又はその代理として働くことはできません。

正社員においては、このような業務に多くの時間をかけること、所定の勤務時間内にこのような業務を行うこと、また、グループ会社における自身のパフォーマンスに影響が出る、又は職務及び責務を妨げるようなかたちでこのような業務を行うことは認められません。

例外なく禁止される状況もあります。例えば、グループ会社の競合企業や、あなたが業務取引を行っている顧客若しくはサプライヤーのために働いてはなりません。

「第三者のために、又はその代理として働く」とは、副業に就くこと、役員又はコンサルタントとして務めること、あるいはグループ外の何らかの組織(慈善団体又はその他の非営利団体を含む)のために業務を行うことを意味します。これには、あなたが就業時間以外の時間に行う無報酬のボランティア活動は含まれません。ただし、かかる活動がグループにおけるあなたの職務及び責務を妨げないことを条件とします。

その他の利益相反

ここに挙げた利益相反の例はごく一般的なものであり、利益相反は他にもさまざまな状況で生じます。例えば、グループが、あなたが親密なつながりを有する組織に対してコミュニティ投資(慈善活動を含む)を行う場合や、あなたがBATでの業務を通じて発見したビジネスチャンスを個人的な利益のために追求した場合にも、利益相反が生じる可能性があります。

重要なことは、自分や近親者の個人的な利益が、BATの最善の利益のために行動するという自身の義務に抵触しないかという点です。BATの代理としての判断や意思決定が、個人的な利益に影響される場合は、そのような利益を開示する必要があります。



贈収賄及び 汚職対策

BATはあらゆる形態の贈収賄及び汚職に対して「ゼロ・トレランス」アプローチを採用しており、これらに対する対策を積極的に進めています。いかなる形であっても、グループ会社、従業員又は当社の取引先が、贈収賄、汚職又は詐欺、横領、ゆすりといった犯罪行為に加担したり関与することは決して許されません。

賄賂とは

賄賂には、(個人的なものか、業務に関係するものかにかかわらず)利益を確保するために提供される贈答品、金銭の支払又はその他の便益(接待、キックバック、求人・就職、投資機会等)が含まれます。賄賂は実際に授受されたかを問わず、提供の申し出、要求、受領の合意だけで十分に成立します。

いかなる者(公務員を含む)に対しても、不当な行為を誘引し、又はそれに対する見返りを提供するために、また、その者による決定が当社の利益となるような不当な影響を与えるために、若しくはそのような不当な影響を与えることを意図して、直接的か間接的かを問わず、贈答品、金銭の支払若しくはその他の便益を提示、約束若しくは供与する行為は禁止します。

ファシリテーション・ ペイメントの禁止

従業員の健康、安全又は自由を保護するために必要となる状況を除き、(直接的か間接的を問わず)ファシリテーション・ペイメントの支払を行ってはなりません。

ファシリテーション・ペイメントとは、下級公務員による通常業務を円滑にする、又は迅速化する目的で、本来は支払う必要のない少額の金銭を支払うことを指します。ファシリテーション・ペイメントは、多くの国で違法となっています。また英国を含む一部の国では、自国民が海外でファシリテーション・ペイメントを支払うことも犯罪とされています。

このような支払に代わる安全な選択肢がない例外的な状況については、(可能であれば支払を行う前に)現地のLEX Counsellに相談してください。さらに、このような支払は、グループ会社の帳簿に正確かつ完全に記録される必要があります。

個人ではなく政府又は国有企業に直接支払われた迅速化のための費用は、公開され、適当な文書化がなされていれば、通常は汚職防止法で禁止されるファシリテーション・ペイメントとはみなされません。

贈収賄の禁止

ほぼすべての国において、公務員への賄賂の供与は犯罪行為とされています。また、多くの国では、民間企業(当社のサプライヤー等)の従業員又は代理人への賄賂の供与も犯罪行為とされています。

次のことを決して行ってはなりません。

- いかなる者(公務員を含む)に対しても、不当な行為を誘引し、又はそれに対する見返りを提供するために、また、その者による決定が当社の利益となるような不当な影響を与え、若しくはそのような不当な影響を与えることを意図して、直接的か間接的かを問わず、贈答品、金銭の支払若しくはその他の便益を提示、約束若しくは供与すること
- 直接的か間接的かを問わず、不当な行為に対する報酬又は見返りとして、また、グループの決定に不当な影響を与え、若しくはそれを意図したとの印象を与えるような、贈答品、金銭の支払い若しくはその他の便益を要求、受諾、受諾に同意若しくは受領すること

また、多くの国の贈収賄防止法は域外適用の効力を有しているため、これらの国の国民が海外で賄賂を支払うと、自国で犯罪行為と見なされることになります。これらの法に違反した場合、グループと個人の双方にとって深刻な結果を招く可能性があります。

適切な手続の維持

グループ会社は、代理で業務を行う第三者による不正行為について責任を問われることがあります。そのため、グループ会社には、代理で業務を行う第三者による不適切な支払の提示、提供、要求又は受領を確実に防ぐための監督を実施・運営することが求められます。

このような監督には、次のようなものがあります。

- 「Third Party AFC Procedure (第三者AFC手続)」を含む、関連するリスクに見合った、「know your supplier (サプライヤー調査)」及び「know your customer (顧客調査)」手続
- 第三者との契約書における汚職防止条項(提供される業務に伴う贈収賄及び汚職のリスクに見合ったものとし、違反があった場合の契約解除権を定める)
- 必要に応じた、サプライヤーとの取引管理担当者を対象とした汚職防止研修及びサポート
- 各取引及び経費の実態と規模についての、迅速かつ正確な報告
- ジョイントベンチャーを想定した取引など、対象となる取引への「M&A Transactions Compliance Procedure (M&A取引遵守手続)」の適用

帳簿、記録及び 内部統制

グループの事業に関する記録は、各取引及び経費の実態と規模を正確に反映したものでなければなりません。適用される汚職防止法とベストプラクティスに従い、財務記録及び会計の正確さを確保するため、内部統制を維持しなければなりません。



贈答品・接待 (G&E)

業務に関連して接待又は贈答品を時おり授受することは、許容可能な商習慣です。しかし、不適切又は過剰な贈答品や接待は、贈収賄及び汚職の一形態とみなされ、BATに重大な損害を与える可能性があります。

グループ会社は、独立した外部監査人に対し、利益相反を生じさせたり、独立性を危険にさらしたりする可能性のある贈答品・接待を提供したり、約束したりしてはなりません。

贈答品・接待の授受

あなたが提示、提供又は受領する贈答品・接待は、次の条件を満たさなければなりません。

- 「Anti-Bribery and Corruption Policy (贈収賄及び汚職対策ポリシー)」で定義されているように、贈収賄及び汚職を構成する可能性がある場合は、決して贈与・受領しないこと
- オープンな方法で贈与・受領されること
- 関連するすべての法域で合法であり、相手方の組織によって禁止されていないこと
- 入札又は競合入札手続に関与する当事者が関係していないこと
- グループ会社が関与する取引に重要な影響を与えていない、かつ、そのような印象を与える可能性がないこと
- 現金又は換金可能な現金同等物(割引券、ギフト券、貸付又は証券)の贈与ではないこと
- 求められて提供されたものではないこと
- 見返りのために提供されるものではないこと(すなわち、条件付きで提供されるものでないこと)
- 過分又は不適切でないこと、また、そのような外観をもたさないこと(現地の文化に照らして、グループ会社について、「失礼」「わいせつ」「性的に露骨」等の悪い印象を与えないこと)
- 事前に書面で承認されていること(本ポリシーや各地で適用される要件において承認が必要な場合)
- 適用される営業費用の方針と手続に従って、費用が計上されていること
- さらに、公務員に関する上限金額を超える贈答品・接待はすべて、G&E Trackerによる承認を受けること。民間部門の利害関係者に関する贈答品・接待についても、G&E Trackerを利用することが推奨されます。

公務員への贈答品・接待

公務員又はその近親者、友人若しくは関係者に何らかの贈答品・接待(又はその他の個人的な便宜)を提供することにより、直接的又は間接的に公務員に影響を与えようとすることは禁止されています。

規制へのエンゲージメントは、当社の事業の一部です。これに関連して、公務員との(所定の上限金額を超えない範囲での)贈答品・接待の授受は、許可される可能性があります。しかし、多くの国では公務員による贈答品・接待の受領を禁止しており、また、厳格な贈収賄防止法が定められている場合が多いため、十分に注意する必要があります。

次の条件を満たす場合は、事前の承認なしに贈答品・接待を授受することができます。

- 1回につき、1人あたりの価額が20ポンドの上限金額(又はこれより低い現地での相当額)を下回っていること
- 合法で、頻度が低く、適切であること

公務員(又はその近親者)への/からの贈答品・接待の授受については、価額が上限金額(20ポンド)を超えるが200ポンド以下の場合には、部門長及び現地のLEX Counselから事前の書面による承認を求める必要があります。

公務員(又はその近親者)への/からの200ポンドを超える贈答品・接待の授受は、特別な事情がある場合にのみ適切とみなされます。また、事前の書面による承認が必要です(詳細は「G&E Procedure(贈答品・接待の手続)」を参照してください)。

接待・贈答品を授受する際には、次のことを検討してください

- 意図:** 業務関係の構築若しくは維持又は一般的な礼儀のみを意図したものか、あるいは特定の業務の決定に際して、受領者側の客観性に影響を与えようとするものか
- 適法性:** 自国及び相手方の国において適法とされているか
- 金額の相当性:** 合理的な価格のものか(すなわち、過分だったり、過度に豪華だったりしないか)、また、当該個人の職位と見合ったものになっているか
- 頻度:** 当該個人が贈答品・接待を受ける頻度は低いか
- 透明性:** 自分のマネージャー、同僚又はグループ外の誰かがその贈答品・接待を知っていた場合に、自分や受領者が決まりが悪い思いをしないか

独立した外部監査人への/からの贈答品・接待

グループ会社は独立した外部監査人に対し、利益相反を生じさせたり、独立性を危険にさらしたりする可能性のある贈答品・接待を提供したり、約束したりしてはなりません(外部監査人に関する贈答品・接待に関する詳しい規準は、「G&E Procedure」を参照してください)。KPMGは、現在、グループ及びグループ会社の大部分の外部監査人です。

民間部門の利害関係者

次の条件を満たしている場合は、事前の承認なしに民間部門の利害関係者との贈答品・接待を授受することができます。

- 1回につき、1人あたりの価額が200ポンドの上限金額を下回っている(又はこれより低い現地での相当額を下回っている)
- 合法で、頻度が低く、合理的な商慣行に合致する

次の場合は、事前の書面による承認を求める必要があります。

- 200ポンドを超える贈答品・接待の授受(部門長から承認を受けてください)

注意事項:

- 承認者は、提案された贈答品・接待が上記の条件に違反しないこと、特に贈答品・接待の授受のタイミングその他の状況が、ある決定に影響を及ぼすかのような印象を与えないと判断する場合のみ、申請を承認するものとします。

- 事前に承認を受けることが不可能な、例外的な状況が発生する可能性があります。このような場合は、贈答品・接待の授受後7日以内に、速やかに承認を申請する必要があります。申請の際には、事前承認を申請又は取得できなかった理由を、書面で一緒に提出してください。
- グループ会社の従業員が所定の上限金額を超える贈答品・接待を授受する場合、部門長は、現地のLEX Counselと協議のうえ、どのような対応を取るかを決定します。基本的に、このような贈答品・接待は拒否又は返品する必要があります。これが不適切である、又は相手方を不快にさせる場合は、当該贈答品・接待が関連するグループ会社の財産となることに基づいて、承認される場合があります。
- 個人的に代金を支払うか、他の誰かに支払わせることにより、贈答品・接待の承認を求める義務を回避することは許されません。
- 贈答品・接待はすべて、適用される営業費用の方針と手続に従って、経費として計上されなければなりません。
- どのような状況においても、BATの社員がいない場において、BATの費用で接待を行うことは許されません。
- 疑義が生じないように付記しておく、本ポリシーに定める上限金額を回避するため、贈答品・接待の費用を上限金額以下の小さな金額に分割してはなりません。
- 基本的に、贈答品・接待はBATと取引関係にある人に向けられるべきであり、その友人や親族に向けられるべきではありません。ただし、友人、親戚又は他のゲストが出席する場合の上限金額を計算する際には、それらの費用も合わせて計算されます。
- 特定の限られた状況でのみ得ることができる例外的な承認及び包括的承認に関する詳細な規準については、「G&E Procedure」を参照してください。
- さらに詳しい情報は、「G&E Procedure」及び「G&E FAQs」から入手可能です。

グループ会社からの 贈答品・接待

従業員がグループ会社から贈答品・接待を受けることについては、制限はありません。グループ会社は、そのような贈答品・接待が合法で適切、かつ相応であることを確認する必要があります。

多くの国では公務員による贈答品・接待の受領を禁止しており、また、厳格な贈収賄防止法が定められている場合が多いため、十分に注意する必要があります。

正式な記録と監視

各グループ会社は、公務員に関するG&E Trackerを管理し、モニタリングする責任を負います。また、民間部門に関する贈答品・接待の登録と、上限金額を超えるすべての贈答品・接待の登録を確実に行っていくものとします。



相談窓口

所属部門の部門長

上級管理者

現地のLEX Counsel

Head of Compliance: sobc@bat.com



はじめに

スピークアップ(内部通報)

社会と環境

個人と事業の誠実性

→ 外部の利害関係者

企業資産及び財務の健全性

国内及び国際取引

用語

外部の 利害関係者

36 ロビー活動及びエンゲージメント

38 政治献金

40 コミュニティ投資



ロビー活動及び エンゲージメント

BATは会社としての透明性に全力で取り組みます。責任ある会社として、外部の利害関係者とのエンゲージメント活動はすべて、透明性、開示性及び誠実性をもって行われます。当社は、当社の業務に影響を与える政策に関連する議論に正当な貢献を行っており、従業員には本ポリシーに従って、こういった議論に関与(エンゲージメント)していくことが求められます⁵。

グループが果たすべき正当な役割

市民参加は、責任あるビジネスと政策立案の基本です。BATの従業員は、当社が事業を展開する市場における法律と規制をすべて遵守し、ロビー活動をすべて登録・報告する義務を負う等、透明性と開示性の高い方法で政策立案プロセスに参加します。

政治家、政策立案者及び規制当局とのエンゲージメントは、高い透明性と正確性をもって行うことで、最善の情報が政策決定の基礎として利用されることを可能にします。

⁵本「Lobbying and Engagement Policy (ロビー活動及びエンゲージメントに関するポリシー)」は、経済協力開発機構(OECD)の「Principles for Transparency and Integrity in Lobbying (ロビーイングにおける透明性と誠実さのための行動規範)」に基づいています。

透明性と 高い専門的規準

外部の利害関係者とのエンゲージメントにおいて、グループ会社及び従業員は、次のことを確実に行わなければなりません。

- 当社が事業を展開する市場の法律と規制をすべて遵守し、透明性と開示性の高い方法で政策立案プロセスに参加すること
- 常に名前と所属会社を伝え、自らの身元を明らかにすること
- グループ又はグループ会社の利益のために、誰かの決定に不適切に影響を与えるような直接的若しくは間接的な支払、贈答品若しくはその他の便益を提示又は提供しないことを含め、当社の「Anti-bribery and Corruption Policy (贈収賄及び汚職対策ポリシー)」に従うこと
- 他の当事者に帰属する機密情報を要求したり、そうと知りながら入手したり、不正な手段によって情報を入手したりしないこと
- 誰に対しても秘密保持義務に違反するよう、そそのかさないこと
- 意図しない悪影響を最小限に抑えつつ、規制の目的に照らして最適かつ建設的なソリューションを提供すること

第三者

BATは、相互に利益のある政策問題に関して第三者を支援することがあります。そのような場合、グループ会社及び従業員は、次のことを確実に行わなければなりません。

- 商業上の秘密保持義務及びデータ保護法を遵守したうえで、第三者組織の支援を公に認めること
- 本「Lobbying and Engagement Policy」に違反する方法で、第三者に行動を求めないこと
- すべての第三者に対し、事業を展開する市場におけるロビー活動の登録及び報告義務に関する法律と規制を遵守するよう要求すること

エビデンスに 基づいた正確な コミュニケーション

外部のエンゲージメント活動を実施する場合、従業員は次のことに努めなければなりません。

- 意思決定に最も役立つ情報を提供するために、エビデンスに基づいた正確で完全な情報を規制当局、政治家及び政策立案者と共有すること

公務員の移動に対する 経済的支援

公務員の移動や宿泊について、経済的支援を行うことは禁止されています(イベント又はビジネス会議に出席するための移動・宿泊代金を支払う等)。このルールの変更を正当に必要とする例外的な状況が発生した場合は、「G&E Procedure」に従って、Group Head of Governmental Affairsと Group Head of Business Conduct & Complianceによる承認を受ける必要があります。

外部の利害関係者とのエンゲージメントにおいては、グループ会社及び従業員は必ず、当社が事業を展開する市場における法律と規制をすべて遵守して、透明性と開示性の高い方法で政策立案プロセスに参加するようにしなければなりません。

政治献金

政治献金が現地の法令で明示的に許可されており、現地の商慣行の一部として一般に受け入れられている場合、政治献金は法律及び本ポリシー（又はその現地版）に厳格に従ってのみ行われなければなりません。

正当な理由による献金

グループ会社は、合法である場合には、政党及び政治団体に対する献金並びに公職の候補者のための選挙運動資金としての献金を行うことができます（米国での連邦政府の候補者への企業献金は厳格に禁止されています）。ただし、このような献金が、次の条件を満たす場合に限りです。

- 不正な事業上又はその他の便宜を得ること又はグループ会社の利益となるように公務員の決定に不正に影響を及ぼすことを目的として行われえないこと
- 受領者又はその家族、友人、関係者若しくは知人に、個人的な便益を図ることを目的としたものでないこと

献金自体が、ある公務員に特定の行動を取らせたり、投票を行わせたりすることを目的としている場合や、当該公務員がグループ会社やグループの利益になるような決定を行うよう促すことを目的としている場合は、グループ会社は政治献金を行うことができません。

グループ会社の取締役会は、政治献金を承認する際には、当該献金が上記の要件を満たすものであることを確認したうえで、適切に文書化する必要があります。

厳格な承認要件

すべての政治献金は、次の要件を満たしていなければなりません。

- 現地の法令により明示的に許可されており、かつそれが外部の法律家の助言により確認されていること
- 事前にRegional Head of LEX又は同等の立場の者に通知されていること(ただし、当該献金活動への関与の許可を受けた者の国籍に関する適用法令に従います)
- 献金を行うグループ会社の取締役会から事前の承認を受けていること
- 当該会社の会計帳簿に完全に記録されていること
- 必要な場合は、公的記録に記載されること

英国又は米国で政治活動に従事する組織に対して献金を提供する場合には(特にこれらの法域外に所在するグループ会社からの場合には)、厳格な手続を踏まなければなりません。これは、法律が域外でも効力を有しており、かつ「政治的組織」の定義が非常に幅広いからです。

米国での海外献金の禁止は特に厳しく、慎重に守られなければなりません。

英国内で政治献金を行う場合は、事前にGroup Head of Business Conduct and Complianceに通知しなければなりません。

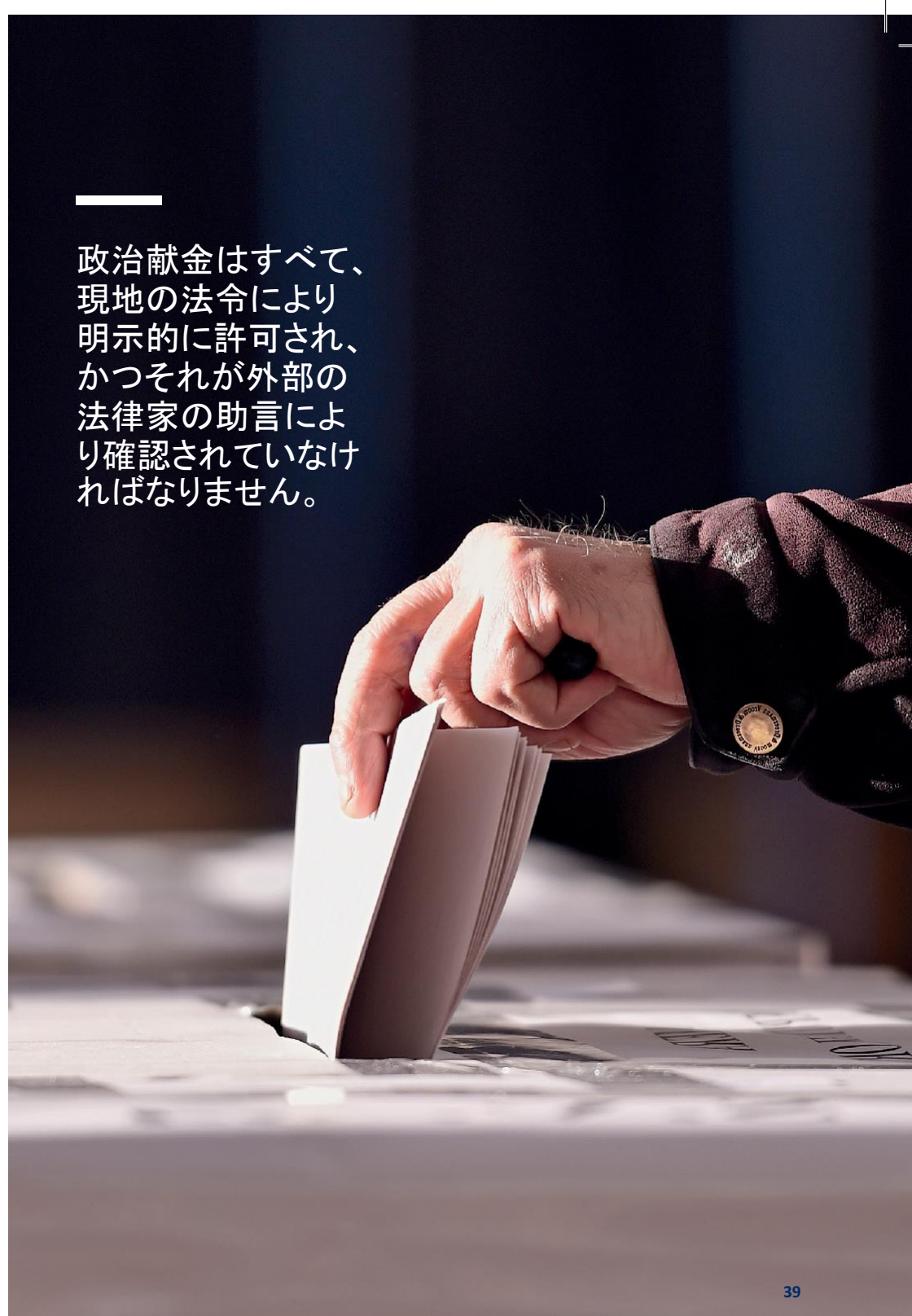
個人的な政治活動

我々は、個人として政治プロセスに参加する権利を有しています。ただし、政治活動に参加する際には、従業員として次のことを遵守しなければなりません。

- 自身の自由時間に、自身のリソースを使って活動すること
- 自身の個人的な見解や行為が、グループ会社の見解や行為と誤解される可能性を最小限にすること
- 自身の活動が、グループに対する職務及び責務に抵触しないよう注意すること

我々が公職に立候補すること又は公職に就くことを予定している場合には、事前に部門長に告知し、公職に就くことで我々の仕事に影響が出るかを話し合い、そのような影響を最小限に抑えるように協力しなければなりません。

政治献金はすべて、現地の法令により明示的に許可され、かつそれが外部の法律家の助言により確認されていなければなりません。





コミュニティ投資

当社は企業が果たす企業市民としての役割を認識し、グループ各社には地元のコミュニティ投資や慈善目的のプロジェクトを支援するよう奨励しています。

当社の信念

「コミュニティ投資」とは、当社の主要な営利事業活動や法的義務の範疇を超えた自発的な活動であり、当社が事業を展開している国やコミュニティの経済・社会・環境持続可能性に寄与するものです。

こうした投資は、当社が事業を展開しているコミュニティにおけるさまざまな課題や原因に取り組むためのものです。慈善団体や非政府組織(NGO)、「市民社会」がかかわることが多く、コミュニティのプロジェクトや慈善活動への出資、現物寄付、従業員によるボランティア活動等が含まれます。

グループ会社がコミュニティ投資を行う場合は、事前に「Group Community Investment Framework (グループ会社のコミュニティ投資枠組み)」に規定されているデューデリジェンス及びガバナンスのためのアプローチを適用しなければなりません。

現地コミュニティの支援

BATは国際企業として、多くの国で重要な役割を果たしています。また、グループ会社は事業を展開しているコミュニティと親密な関係を築いてきました。当社はコミュニティ投資を通じて、こうしたコミュニティに対する支援や利益還元にも長期的なアプローチで取り組んでいます。

当社の「Group Community Investment Framework」には、国際連合の持続可能な開発目標に沿った、グループ会社によるコミュニティ投資の策定、実施及び監視の方法が規定されています。

提供内容の完全な記録

グループ会社が行ったあらゆるコミュニティ投資は、会社の帳簿に必ず記録し、必要に応じて、会社又は受益者が公的記録に記載しなければなりません。

グループ各社は、ESG活動のためのコミュニティ投資報告の内容が、Financeを通じて提出する財務報告及び法定報告に記載したコミュニティ投資の内容と、確実に一致するようにしなければなりません。

政府職員、国有企業 (SOE) 及びこれに相当する公的機関

政府組織、SOE又はこれに相当する公的機関に対する寄付(政府からの要請に応じて災害支援のために資金を提供する場合を含む)を行う場合には追加的なデューデリジェンス及びリスク低減措置が必要になります。具体的には、「Group Community Investment Framework」及び補足の附属書に規定されているデューデリジェンス及びガバナンスのためのアプローチを適用します。

グループ会社は、相手方の政府組織、SOE又は同等の機関が実在のものであること、また当該コミュニティ投資が特定の公務員やその家族にではなく、一般市民に利益をもたらすものとなるように注意をしなければなりません。

我々は、公的措置と引き換えに、公的措置の結果として、又はグループ会社の利益となるよう公務員に不正に影響を与えることを目的として、公務員からの要望、承認又は黙認により、公務員の慈善団体に寄付を行ってはなりません。

公的措置と引き換えに、公的措置の結果として、又はグループ会社の利益となるよう公務員に不正に影響を与えることを目的として、公務員の慈善団体又は公務員の家族、友人、関係者の第三者の慈善団体に寄付することは禁止されています。

コミュニティ投資を、政治献金を行うための間接的な手段として利用してはなりません。

評判及び地位の検証

グループ会社がコミュニティ投資を行う場合は、受領者の評判や地位を確認するために、事前に「Group Community Investment Framework」及び補足の附属書に規定されているデューデリジェンス及びガバナンスのためのアプローチを適用しなければなりません。

グループ各社には、寄付の受領者が持続可能性の目的をもって誠実に行動しており、寄付が不正な目的に利用されないことを、寄付をする前に確認することが期待されません。

慈善団体やNGOの登録が義務付けられている国においては、グループ各社は寄付を行う前に、その団体の登録状況を確認する必要があります。



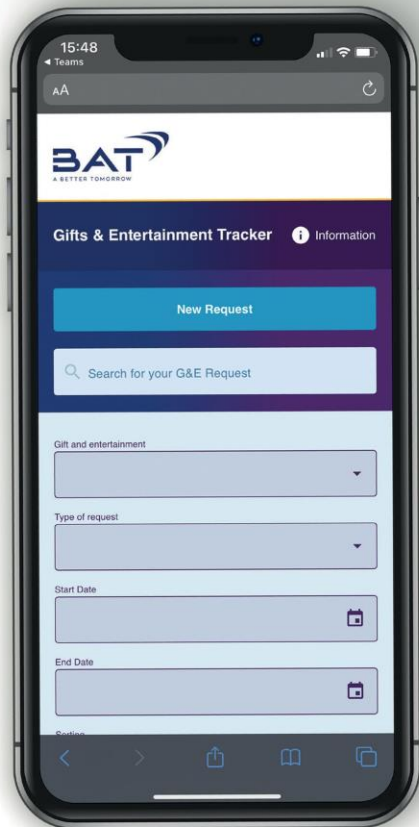
相談窓口

所属部門の部門長

上級管理者

現地のLEX Counsel

Head of Compliance: sobc@bat.com



贈答品・接待の授受があった 場合は記録してください

Gifts & Entertainment Trackerには www.bat.com/ge 又は
SoBCアプリ* のトップメニューからアクセスできます

*BATのネットワークに接続している場合

はじめに

スピークアップ(内部通報)

社会と環境

個人と事業の誠実性

外部の利害関係者

→ 企業資産及び財務の健全性

国内及び国際取引

用語

企業資産 及び財務の 健全性

44 正確な会計及び記録保管

46 企業資産の保護

49 データプライバシー、秘密保持及び情報セキュリティ

52 インサイダー取引及び市場濫用行為



正確な会計及び 記録保管

財務情報・非財務情報についての虚偽のない、正確かつ客観的な情報の記録及び報告は、グループの評判のみならず、法令、税、監査及び規制に関する義務を遂行するグループの能力や、グループ各社による事業における意思決定及び行動を支えるために不可欠な要素です。

正確な情報とデータ

我々が作成するデータはすべて、財務情報であるか否かにかかわらず、対象となる取引及び事象を正確に反映したものでなくてはなりません。

我々は適用される法律、外部の会計要件並びにグループ内の財務及びその他の事業情報の報告手続に従う必要があります。

これは、該当データが紙の文書、電子データ、その他の媒体のいずれに存在するかを問わず適用されます。

正確な記録の保管を行わなければ、グループのポリシーに反するだけでなく、違法となることもあります。

記録の改竄又は虚偽のデータの記載が正当化されることは、絶対にありません。

そのような行為は詐欺行為とされ、民事責任又は刑事責任を問われる可能性があります。

記録の管理

グループ各社は、「Group Records Management Procedure (グループ会社の記録管理手続)」の内容が反映された記録管理ポリシーと手続を採用しなければなりません。我々はこのようなポリシーや手続に従って、自らの業務に関する重要な記録をすべて管理する必要があります。許可がない限り、会社の記録を変更したり、破棄してはなりません。

我々は、自身に適用される記録管理ポリシーと手続を熟知しておかなければなりません。

我々が作成するデータはすべて、財務情報であるか否かにかかわらず、対象となる取引及び事象を正確に反映したものでなくてはなりません。

取引の文書化

あらゆる取引及び契約は、すべての役職レベルで適切な承認を受け、正確かつ完全に記録されなければなりません。

グループ各社が締結した契約はすべて、相手がグループ内の別の会社であるか第三者であるかを問わず、書面により証拠化する必要があります。

グループ会社を代表して契約書の作成、交渉又は承認にあたる場合には、当該契約が適切な契約承認ポリシー及び手続に則って承認され、締結され、記録されるようにしなければなりません。

グループ会社によって作成された自社製品の販売に関連するすべての文書は、輸出か国内販売かを問わず、正確かつ完全に、当該取引の全体像を正しく表したものでなければなりません。

すべての文書は、将来的に税務当局、税関又はその他の当局による調査が入った場合に備えて、「Group Records Management Procedure」の要件及び適用される現地の法律に従って、(関連する通信文書とともに)保管しておく必要があります。

外部監査人との協力

我々はグループ内外の監査人に全面的に協力し、自らが保有するグループ会社の監査に関係するすべての情報(関連監査情報)を、当該会社の外部監査人が利用できるようにしなければなりません。

我々の外部監査人に対する全面協力の義務には、法的制約があります。例えば、法律上の秘匿特権が認められる文書等が制約の対象となります。

それ以外の場合は、外部監査人のいかなる要求にも迅速に対応し、関係スタッフ及び文書への全面的かつ無制限の接触・閲覧を許可しなければなりません。

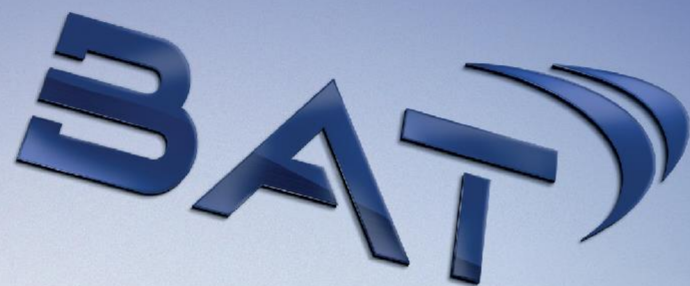
いかなる状況においても、従業員は監査人に対して、誤解を招く、不完全な、又は不正確な情報を、それと知りながら(又は合理的な判断基準に基づき知っているべきでありながら)提供してはなりません。

会計基準への準拠

財務情報(帳簿、各種記録、勘定等)は、一般に公正妥当と認められる会計原則と、グループの会計・報告ポリシー及び手続の両方に準拠していなければなりません。

グループ各社の財務情報は、当該会社のドミナイルである国で適用されている、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した方法で管理されなければなりません。

グループ全体の報告については、データはグループに適用される会計・報告ポリシー(IFRS)及び手続に準拠している必要があります。



企業資産の保護

我々は皆、自身に委ねられたグループの資産を保護し、適切に使用する責任を負っています。

会社の最善の利益となる行動

我々は、グループの資産が毀損、悪用、不正流用、浪費されたりしないことを徹底し、グループの資産が他者によって濫用又は不正流用された場合は、その旨を報告しなければなりません。

グループの資産には、物的財産・知的財産、資金、時間、専有情報、取引機会、備品及び設備が含まれます。

業務にあてる十分な時間の確保

我々は皆、自身の職責を全うするために十分な時間を業務にあてることが求められています。

就業中は仕事に全面的に集中し、業務を妨げない程度の適度な度合いを超えて個人活動に従事しないものとします。

資金の窃盗及び悪用からの防御

我々はグループの資金を守り、悪用、詐欺又は窃盗行為からこれを保護しなければなりません。費用、領収書、予算、及び請求書の請求は、正確に記載されており、遅滞なく提出する必要があります。

「グループの資金」とは、グループ会社に帰属する現金又は現金等価物を意味し、当社への前払金や、当社が持つ会社のクレジットカードを含みます。

従業員による詐欺又は窃盗行為は、解雇や告訴につながる可能性があります。

当社のブランド及びイノベーションの保護

我々は、グループ内で所有されているすべての知的財産を保護しなければなりません。

知的財産には特許、著作権、商標、意匠権及びその他の専有情報が含まれます。

当社資産へのアクセスの厳重な管理

我々は、グループの資産を利用するために使われる可能性のある情報を保護しなければなりません。

会社の財産及びネットワークを利用するために使われるあらゆる情報は、常に安全に保管してください。このような情報には、会社建物への入退出カード、身分証明書、パスワード、パスコード等が含まれます。

第三者の資産の尊重

我々は次の行為を決して故意に行ってはいません。

- 第三者の物的財産を毀損、悪用又は不正流用すること
- 第三者の権利を侵害し、有効な特許、商標、著作権又はその他の知的財産を侵害すること
- 無許可で第三者のシステム又はリソースのパフォーマンスに悪影響を与える活動を行うこと

我々は、第三者の物的財産・知的財産を、我々が第三者に期待するのと同様に尊重する必要があります。

グループの資産には、物的財産・知的財産、資金、時間、専有情報、取引機会、備品及び設備が含まれます。

会社の備品の使用

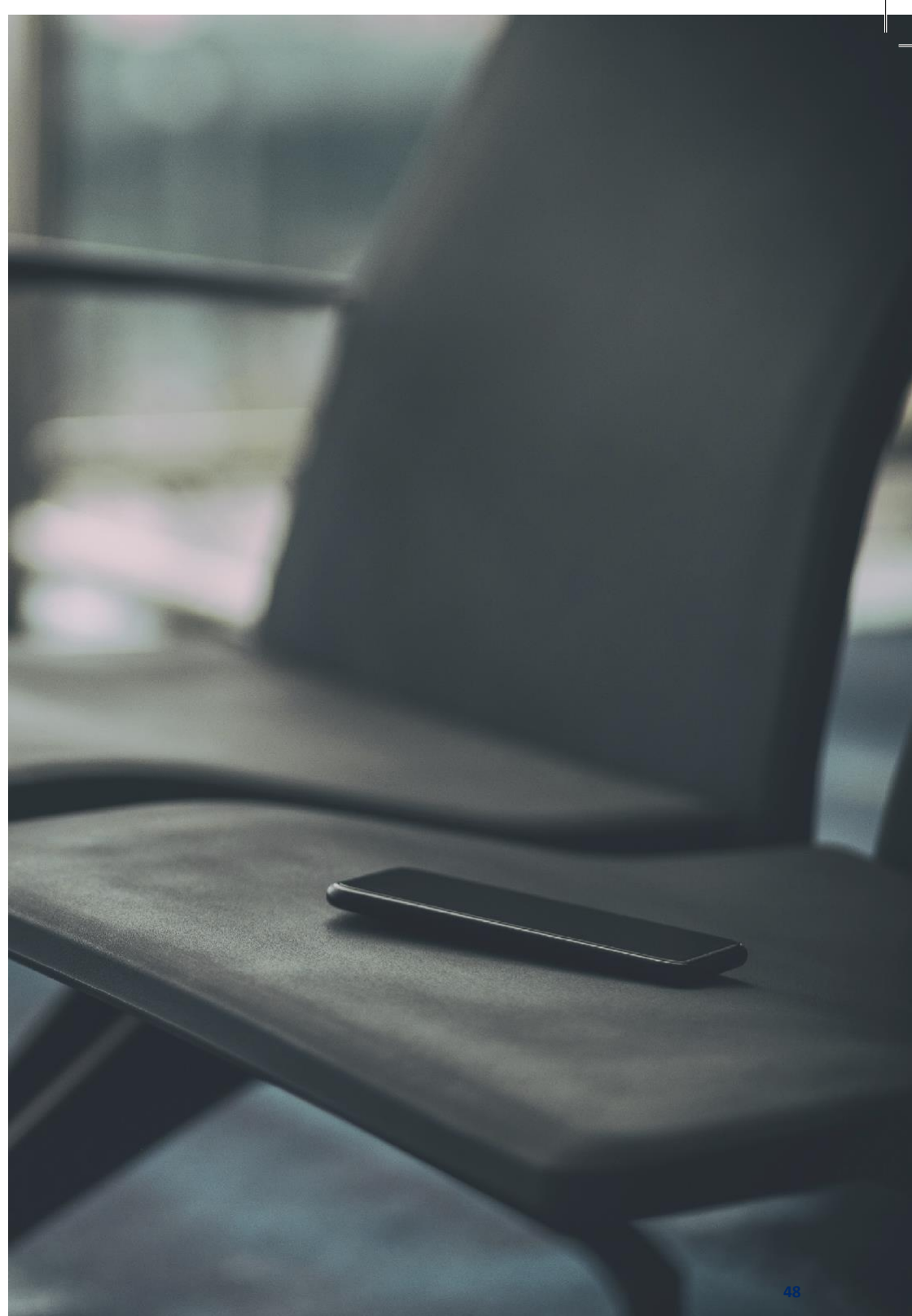
我々は次に規定された場合や、会社のポリシー及び「Acceptable Use Policy (認可される使用に関するポリシー)」に沿って使用する場合を除き、会社の備品又は設備を個人的な活動のために使用してはなりません。

我々に支給された、又は使用を許可された会社の備品やシステムを限定的に、不定期に、又は偶発的に使用することは認められます。ただし、次の条件を満たす場合に限りです。

- 合理的なものであり、かつ我々による職務の適切な遂行を妨げないこと
- 当社のシステムの性能に悪影響を及ぼさないこと
- いかなる違法な、又は不適切な目的も持たないこと

個人の電話やメール、インターネットを短時間、合理的な方法で使用することは許可されています。不適切とされる使用には、次のものが含まれます。

- 中傷、名誉棄損、性差別、人種差別、わいせつ、俗悪又はその他人を不快にさせる内容のコミュニケーションを行うこと
- 著作権やライセンスにより保護された資料又はその他の専有資料を不正に流布させること
- (承認を受けたもの以外の)チェーンメール、宣伝又は勧誘を送信すること
- 不適切なインターネットサイトにアクセスすること



データプライバシー、 秘密保持及び 情報セキュリティ

当社は機密情報、個人データ及びITシステムを不正なアクセス、使用又は開示から保護しています。

当社はデータプライバシー法を考慮し、すべての商業上の機微な情報、企業秘密、グループ及びその事業に関連するその他の機密情報の機密性を維持します。

データプライバシー

個人データとは、個人を特定可能な情報のことです。従業員や顧客といった個人に関する大量の情報を保有するグローバル企業として、グループ会社及び従業員は、現地のデータ保護法及び「Group Data Privacy Policy (グループ会社のデータプライバシーポリシー)」に従い、個人データの公正で適法、かつ合理的な取扱いを確実に行わなければなりません。

データプライバシー法は、企業間又は国際的なデータの転送方法をはじめとする、組織による個人データの収集・取扱い方法を規定しています。

当社は、個人データを責任を持って取り扱い、各国のデータプライバシー法に準拠することに全力で取り組みます。「Group Data Privacy Procedure (グループ会社のデータプライバシー手続)」には、個人データの一般的な処理方法や、さらに具体的には従業員や顧客の個人データの取扱い方法に関する、グローバルなガバナンスの最低基準が記載されています。

一部の法域では、特定の法律によりさらなる要件が課されている場合もあり、そのような適用されるすべての法律に従って個人データを処理するよう留意する必要があります。

機密情報

機密情報とは、グループ、当社の従業員、顧客、取引先その他ビジネスの相手方に関する、一般公開されていない情報、資料又は知識をいいます。機密情報が第三者に開示された場合、グループの利益が損なわれる可能性があります。グループに関するものであれ、第三者に関するものであれ、機密情報の入手、利用又は取扱いの方法や経緯自体も、適用される法律やグループのポリシーに対する違反となりえます。機密情報の例には、次のものがあります。

- 販売、マーケティング等の企業データベース
- 価格及びマーケティングの戦略及び計画
- 機密製品情報及び企業秘密
- 研究及び技術データ
- 新製品開発資料
- ビジネスのアイデア、プロセス、提案又は戦略
- 未公開の財務データ及び結果
- 会社の計画
- 人事データ及び従業員に影響する事項
- グループ会社にライセンス供与された、又はグループ会社により開発されたソフトウェア

機密情報の開示

我々は、グループ会社又はその事業にかかわる機密情報を、上級管理者からの許可なくグループ外に開示してはなりません。開示できるのは、次の場合に限りです。

- いずれかのグループ会社の代理人又は代表者で、当該会社に対する守秘義務を負い、当該会社に代わって業務を遂行するために当該情報を必要とする者に開示する場合
- 相手方との書面による守秘義務契約又は約束に基づく場合
- 権限を有する司法、行政、規制又は監督当局の命令に基づき、現地のLEX Counselに事前に報告し、その承認を受けて開示する場合

機密情報を電子手段でやりとりする場合は、技術及び手続の基準に従って行い、また、可能であれば当該基準について相手と合意する必要があります。

我々は、公共の場での議論や文書の使用を通じて、意図せずとも機密情報を開示してしまう危険性に留意しなければなりません。

機密情報へのアクセスと保管

従業員は、業務を遂行する目的で情報を必要とする場合にのみ、グループ会社又はその事業に関する機密情報にアクセスすることができます。

我々は、グループ会社又はその事業に関するすべての機密情報を、当該情報のセキュリティ保護のための適切な措置を講じることなく自宅に持ち帰ることを禁じられています。

より詳細なガイダンスについてはLEXまでお問い合わせください。

機密情報の利用

我々は、いずれかのグループ会社又はその事業に関する機密情報を、自身又は知人や親族の金銭的利益のために利用してはなりません(「利益相反」のセクションを参照してください)。

「内部情報」を入手できる立場にある者は、特に注意する必要があります。「内部情報」とは、上場株式会社の株式及び証券の価格に関連する機密情報を指します。詳細は、「インサイダー取引及び市場濫用行為」のセクションを参照してください。

第三者の情報

我々は、他者に属する機密情報を要求したり、入手したりしてはなりません。他者に属する機密情報と疑われる情報を気づかず受け取った場合には、直ちに部門長及び現地のLEX Counsellに届け出る必要があります。

サイバーセキュリティ

個人データ、機密情報、及び、グループのITシステムの機密性、完全性、及び、利用可能性を保護するために適切な措置をとらない場合、グループの事業継続性、守秘義務、専有情報及び評判を危険にさらし、当社の規制・法令義務の遵守能力を脅かす可能性があります。

セキュリティリスクの低減

グループは技術的な措置、プロセス及びポリシーを活用し、サイバーセキュリティリスクを低減させています。従業員及び請負業者の全員に、個人及び集団として、当社のサイバーセキュリティリスクを低減させるための行動を取る責任があります。これには、「IDT Security Procedure (IDTセキュリティ手続)」の常時遵守、適用法令に従った高い水準の注意義務、プロフェッショナリズムや優れた判断が含まれます。従業員及び請負業者は、個人データや機密情報の収集、保存、アクセス及び送信を、「Group Data Privacy Procedure」や「Acceptable Use Policy」等のグループで認められている方法に従ってのみ行わなければなりません。

セキュリティ意識

セキュリティ事故の大半は、意図せぬ行為や適切な措置の不実施といった人的ミスによって生じており、それが事故の発生や拡散の原因となっています。

情報セキュリティ事故

従業員及び請負業者には、機密情報や個人データの紛失、不正アクセス又は改変が実際に発生し、又はそのおそれが生じた場合には、現地のIDT Security Teamに直ちに報告することが求められます。

個人データ、財務データ等、「機微情報」と考えられるデータに関する事故を認識した場合は、現地のIDT Security Team又はLEX (Data Privacy Counsel、Data Protection Officer等)に直ちに報告しなければなりません。

我々は、他の当事者に属する機密情報を要求したり、入手したりしてはなりません。



インサイダー取引 及び市場濫用行為

当社は世界各地で、公正かつ開かれた証券市場を支えることに全力で取り組みます。従業員は、内部情報に基づくBritish American Tobacco plc(「BAT plc」)の株式その他の証券の取引や、市場濫用行為には一切関与してはなりません。

市場濫用行為

我々は市場濫用行為を行ってはありません。市場濫用行為には、次のようなものがあります。

- 内部情報の不適切な開示(「インサイダー取引」)
- 内部情報に基づく証券の取引
- 内部情報の悪用
- 相場操縦への関与

「市場濫用行為」とは、金融市場の健全性や、証券、デリバティブに対する一般の信頼を傷つける行為を意味します。市場濫用行為とインサイダー取引(インサイダー取引を自ら行うこと又は他者にインサイダー取引を促すこと)は、違法とされています。

英国で市場濫用行為又はインサイダー取引とされる可能性のある行動について、さらに詳しく知りたい方は、「Code for Share Dealing(株式取引に関する規則)」を参照してください。

内部情報の取扱い

あなたが、BAT plcに関する内部情報にあたる可能性のある情報を保有又は受領した場合で、かつ自身がグループ内でそのような情報を保有又は受領する立場にない場合は、BAT plcのCompany Secretaryに直ちに開示しなければなりません。

上記のような情報を保有又は受領する立場にある場合は、適用される要件及びグループの手續に従わなければなりません。

内部情報が悪用された場合には、グループ及び関与した個人に民事上又は刑事上の制裁が課される可能性があることから、内部情報を取り扱う際には注意を払う必要があります。

上場している他のグループ会社に関する「内部情報」の定義に該当する情報又はこれに類似する情報を保有若しくは受領した場合、又はそれと判断できない場合には、直ちに関連する会社のCompany Secretaryに申告してください。

上場会社に関する内部情報(又はそれに類するもの)は、グループ会社であるか否かを問わず、最高機密として取り扱わなければなりません。

責任ある証券取引

我々は、内部情報を保有している場合には、BAT plcの証券の取引を行ったり、他者にそのような取引をすること促してはなりません。

BAT plcの証券を取引しようと考えている場合は、株式取引に関する国内法令及びすべての従業員に適用されるブリティッシュ・アメリカン・タバコの「Code for Share Dealing(「規則」)」を遵守しなければなりません。

同様に、我々は、グループ会社であるか否かを問わず、上場会社に関する内部情報(又はそれに類するもの)を保有している場合には、当該上場会社の証券の取引を行ったり、他者にそのような取引をすることを促してはなりません。我々は、適用されるすべての株式取引法及び必要条件を遵守します。

内部情報が悪用された場合には、グループ及び関与した個人に民事上又は刑事上の制裁が課される可能性があることから、内部情報を取り扱う際には注意を払う必要があります。



相談窓口

所属部門の部門長

上級管理者

現地のLEX Counsel

Head of Compliance: sobc@bat.com

はじめに

スピークアップ(内部通報)

社会と環境

個人と事業の誠実性

外部の利害関係者

企業資産及び財務の健全性

→ 国内及び国際取引

用語

国内及び 国際取引

- 55 競争と反トラスト法令
- 59 制裁措置及び輸出管理
- 61 違法取引対策
- 63 脱税及びマネー・ロンダリング対策





競争と 反トラスト法令

当社は自由競争を信条としています。グループ各社は、競争法(又は「反トラスト」法)に準拠して、公正かつ倫理的に競争しなければなりません。

競争法が当社の事業に与える影響

競争法は、当社の活動のほぼすべての側面に影響を与えます。こうした側面には、販売や陳列のほか、サプライヤー、流通業者、顧客及び競合企業との関係、M&A取引、契約の交渉及び契約書の作成、さらに、価格設定戦略、商業戦略及び取引条件の決定が含まれます。競争法は市場の状況に関連する場合があります。こうした市場の状況には次のようなものがあり、これらの状況によって競争上の諸課題への対処法が変わってきます。

- 市場集中度
- 商品の同種性及びブランド差別化
- 広告規制、陳列販売禁止令、公共の場における喫煙禁止令等の規則

市場の状況とは無関係に禁止されている行為もあります。

公正な競争の追求

当社は活発に競争をすること、そして事業を展開している各国及び各経済地域において競争法を遵守することに全力で取り組みます。多くの国に反競争的行為を禁止する法令があります。こうした法令は複雑で、国又は経済地域によって内容が異なりますが、法令を遵守しなければ、深刻な結果を招くことがあります。

談合

我々は、次のことを目的として(直接的なものか、第三者を介した間接的なものであるかを問わず)競合企業と談合を行ってはなりません。

- 価格又は価格設定の何らかの要素若しくは側面(リベート、値引き、加算料金、価格設定方法、支払条件、価格改定の時期、金額又は割合、雇用条件等)を一定にすること
- その他の条件について固定すること
- 市場、顧客又は地域を分割又は配分すること
- 生産量、供給量又は生産能力を制限又は妨害すること
- 競合入札手続の結果に影響を及ぼすこと
- 雇用禁止契約等、特定の当事者との取引を集団で拒否する協定を結ぶこと
- 商業上の機微情報を交換すること又はその他の方法で競争を規制すること

競合企業との会合

競合メーカーとの会合又は直接的若しくは間接的な接触には、最大限の注意を払って臨む必要があります。会合又は話合いの内容を入念に記録し、反競争的である場合又は反競争的と見なされかねないと判断した場合には、離脱しなければなりません。

他の会社に関しても、コンタクトがその会社と当社との競争に関連する場合には、同様のアプローチを取らなければなりません。

競争企業との取決めがすべて問題であるわけではありません。事業団体、特定の限定的な情報交換及び規制への対応又は消費者援護に関する共同の取組みを目的としたものは、法に反しない交流とされる可能性があります。

同様に、競合企業との協定には、競争を規制するものであっても、その広範な利益が害を上回る場合には合法とされるものがあります。競合企業との取決めを検討する場合には、法律の専門家の助言を求め、その契約が競争制限や談合とみなされるリスクがないようにする必要があります。

競合企業に関する情報

競合企業に関する情報の収集は、正当な法的手段を通じて、競争法に準拠したうえでのみ行うことができます。

競合企業の情報を競合企業から直接収集することは、ごく例外的な場合を除いて、決して正当化されるものではありません。

第三者(顧客、コンサルタント、アナリスト、事業団体等)から競合企業に関する情報を収集することは、現地でさまざまな法的問題を引き起こすことが多いため、適切な法的助言を受けたうえでのみ行うようにしてください。

支配的地位

グループ会社が「市場支配力」を有する場合、当該会社は通常、競争を保護し、自らの立場を濫用しないようにする特別な義務を負うことになります。

「支配的」「市場支配力」及び「濫用」の概念は、国によって大きく異なります。

グループ会社が国内の市場で支配的地位にあるとみなされている場合、当該会社は原則として、排他的措置、ロイヤリティリポート、同等の取引先の差別的な取扱い、過度に高い又は低い(原価を下回る)価格の設定、複数の異なる商品の抱き合わせ販売、その市場での地位の不当な利用等の行為を行う能力が制限されます。

再販売の制限

サプライチェーンの異なる段階に属する事業者間で交わす特定の制約が、競争法に違反する行為となる場合があります。サプライヤーと流通業者又は再販業者間で取り交わす再販価格維持条項等が、これにあたります。

一部の国においては、自社の顧客が地域又は一定の顧客グループに対して再販売を行う権利に制限を設けることが、深刻な競争法違反とみなされる可能性があります。

再販価格の維持とは、サプライヤーがその顧客に対し自社製品を再販する価格を管理したり、これに影響を与えること(間接的なもの、脅迫によるもの、インセンティブを通じたもののいずれか又はすべてを含む)や、これらを企図した行為をいいます。

再販価格の維持及び再販売の制限に関する規則は、地域によって異なります。あなたがかかる業務に関係している場合は、自身が担当する国で適用される規則に精通しておかなければなりません。

吸収・合併(M&A)

グループ会社がM&A行為に関与する場合、取引実行の前に1つ又は複数の国で(競争法、対外投資法その他に基づく)届出義務が課される場合があります。

届出義務の内容は国によって異なりますが、いかなる場合にも、合併、会社資産又は株式の取得、合併事業(少数持分を含む)、その他の支配権の変更等の場面で検討しなければなりません。

全グループ会社は、取引における情報のフローを適切に管理し、「M&A Transactions Compliance Procedure (M&A取引遵守手続)」に従わなければなりません。

専門家による助言

競争法が関係しそうな事業活動に関与する場合は、グループのポリシーに影響する地域又は市場のガイドラインや現地の法令を遵守し、当社の現地のLEX Counselの助言を得る必要があります。

現地で施行されている競争法が存在しないという理由だけで、競争法が適用されないと想定するべきではありません。米国やEU域内等の多くの国の競争法は、域外でも(すなわち、行為地又は効果が及ぶ地であれば)適用されます。

給与に関する 情報の交換及び 「雇用禁止」契約

賃金や福利厚生水準に関して、競合企業と合意をすることや談合を行うことはできません。賃金や福利厚生といった競争上の機微な情報を競合企業と共有することも、競争上の問題を引き起こす可能性があります。こうした活動を検討する前には、必ずLEX Counselに相談し専門的な助言を受ける必要があります。

競合企業が互いの従業員の雇用や引抜き・勧誘をしないという協定も、正当な取引に合理的に関連するものでない限り、競争上の懸念をもたらします。こうした活動を検討する前に、必ずLEX Counselに相談し専門的な助言を受ける必要があります。

人事の文脈における「競合企業」とは、人材市場における競争は広範であることから、他の産業や分野の会社・組織を幅広く含みます。

現地で施行されている競争法が存在しないという理由だけで、競争法が適用されないと想定すべきではありません。

米国やEU域内等の多くの国の競争法は、域外でも（すなわち、行為地又は効果が及ぶ地であれば）適用されます。



制裁措置及び 輸出管理

当社は、行っている事業が適用されるすべての制裁制度及び輸出管理制度に準拠し、さらに、禁止されている場合には、制裁対象者に関係し、又は利益を与える取引に一切関与しないことを徹底させるべく全力で取り組みます。

制裁措置には(直接的なものであれ、間接的なものであれ)、次の事項に関する禁止又は制限が含まれます。

- 制裁対象地域への、又は制裁対象地域を通じた、製品若しくはサービスの輸出、再輸出又は積替え
- 制裁対象地域からの輸入又は制裁対象地域原産の製品若しくはサービスの取引
- 制裁対象地域又は制裁対象者が関与する投資、M&A取引及びその他の取引
- 制裁対象に指定されている者への資金又はリソースの供与
- 制裁対象地域又は制裁対象者との支払の授受
- 規制対象のソフトウェア、ハードウェア、技術データ又は技術を、運送、電子メール、ファイルのダウンロード又は手荷物としての持込みにより特定の制裁対象地域に移転すること

制裁措置及び輸出管理の認識と遵守

我々は、当社の事業に影響を与える、適用されるすべての制裁制度及び輸出管理を認識し、これを完全に遵守しなければなりません。直接的であれ、間接的であれ、適用される制裁措置、禁輸措置、輸出管理又はその他の貿易制限に違反して、次のことをしないようにしなければなりません。

- 他者に当社製品を供給する、又は供給を可能にすること
- 他者から商品を購入すること
- その他の方法で取引すること(相手方、取引対象は問わない)

制裁措置は、米国や英国といった個々の国家によって実施されることもあれば、国際連合やEU等の国際組織によって実施されることもあります。

制裁措置は、国家全体を対象に行われる経済上、貿易上、外交上の制限に限られません。世界中の、さまざまな政策上の理由で制裁対象とされている個人、会社、組織及びグループとの直接的又は間接的な取引が対象となりつつあります。対象が非常に広範囲にわたる制裁制度もあります。例えば、米国の制裁は、BATのように非米国(法)人がすべての事業を米国外で行っている場合でも適用されます。特に、米国の制裁は、非米当事者間の支払いであつても制裁対象地域又は制裁対象者が関与する場合、また、米国産品及び米国産品を材料とする製品を制裁対象地域又は制裁対象者に輸出・再輸出・積替えする場合に、米ドル及び米国の銀行を使用することを禁止しています。

制裁以外に、「デュアルユース」商品や関連するソフトウェア及び技術等の特定の商品は、関与する者にかかわらず軍事利用の可能性があるため、輸出管理により、その国境を越える移動にはライセンスの取得が義務付けられています。「デュアルユース」商品とは、特定の種類の機械、暗号化ソフト、IT機器等です。特定の商品が輸出管理の対象である場合は、輸出の前に適切なライセンスを必ず取得するようしなければなりません。

制裁措置や輸出管理に違反した場合は、罰金、輸出許可の取消し、禁固刑を含む重い罰則が科されるほか、評判にも深刻な被害が生じます。

完全遵守を確保するための手順

グループ会社及び事業単位の内部統制は、「Sanctions Compliance Procedure(制裁措置遵守手続)」に従い、制裁措置及び輸出管理に違反するリスクを最小限に抑えるとともに、従業員が制裁措置を理解し、効果的に遵守できるようにするための研修や支援を提供するものでなければなりません。特に、資金の外国への移転や、製品、技術又はサービスの国際的な供給又は調達を担当する従業員に対しては、こうした研修や支援を充実させる必要があります。

制裁対象地域及び制裁対象者のリストは、頻繁に変更されます。国境を越えた製品、技術又はサービスの販売又は発送に関連する業務を行う場合は必ず、適用される最新のルールを熟知し、「Sanctions Compliance Procedure」を常に完全に遵守するようしなければなりません。

制裁が実施されているにもかかわらず、制裁対象地域に直接的又は間接的に関連し、又は利益をもたらすビジネスへの関与が合法である場合も多くあります。ただし、その判断は難しいため、制裁対象地域に関連するビジネスを行う際には、LEXの承認が必要になります。また、制裁対象地域に関連する取引である可能性を示すレッドフラグ(警戒すべき兆候)がある場合も、LEXに相談しなければなりません。

全グループ会社は、「M&A Compliance Procedure」に従わなければなりません。

また、公的機関又は取引先(当社の銀行を含む)から制裁措置に関する連絡や要請を受けた場合は、直ちに当社の現地LEX Counsellに通知しなければなりません。当社の銀行からは、法令以上の措置が求められることがありますが、これは当社の透明性要件を通じて対応します。制裁対象となりうる活動に関与させる意図があるのかについて、当社の銀行やその他取引先に対する透明性を確保しなければなりません。特に、特定のビジネス活動について、制裁対象となりうるという事実を隠ぺいしたり、偽装したりしてはなりません。

制裁措置や、こうしたリスクを低減させるために当社が講じる措置の詳細については、「Sanctions Compliance Procedure」を参照してください。

違法取引対策

密輸品又は偽造品の違法取引は、当社の事業に被害を及ぼします。我々は、違法取引を阻止するための我々の役割を果たさねばなりません。

当社製品の違法取引に対する関与・支援の禁止

我々は次のことを徹底しなければなりません。

- グループの製品の違法な取引に、違法と知りながら関与しないこと
- 当社の業務が、グループの製品の合法的な取引のみを支持すること
- 違法取引に関する調査に関し、関係当局と協働すること

たばこの違法取引は、社会に悪影響を及ぼします。政府から収入を奪い、犯罪を助長し、消費者に誤解を与えて劣悪な品質の商品を購入するように仕向け、適法な取引規制を害し、未成年へのたばこの販売防止をさらに難しくします。

また、当社の事業に損害を与えるとともに、当社ブランドや、各地における当社の事業運営と流通への投資価値も損ないます。

高いたばこ税、差別税率、脆弱な国境措置や法執行の実効性不足といった要因がすべて、違法取引の横行に繋がります。当社は、政府及び規制当局によるあらゆる形態の違法取引の根絶の取組みを全面的に支持します。一方で、取引における公務員が関与する贈収賄及び汚職のリスクの高まりを考慮し、合法的な手段にて、及び、あらゆる形態の贈収賄及び汚職に対する当社の「ゼロ・トレランス」アプローチに従い、このことがなされるように徹底しています。

当社製品の違法取引の防止及び抑止のための管理体制の維持

当社は、自社製品が顧客により違法に販売されることや、違法な販路に横流しされることを抑止するための管理体制を維持しなければなりません。

このような管理体制には、次のものが含まれます。

- 市場への供給を正当な需要に見合ったものとするため、「Supply Chain Compliance Procedure (サプライチェーン・コンプライアンス手続)」、「Third Party AFC Procedure」を含む「know your customer (顧客調査)」及び「know your supplier (サプライヤー調査)」等の措置を実施する
- 違法取引への関与が疑われる顧客又はサプライヤーとの取引の調査、停止及び終了のための手続

「Third Party AFC Procedure」を含む、「know your customer (顧客調査)」及び「know your supplier (サプライヤー調査)」並びに「Supply Chain Compliance Procedure」は重要な手続です。これらは、グループの製品が信頼できる顧客にのみ販売されることや、信頼できるサプライヤーを使い、正当な需要に即した量で製造されることを徹底するために必要なものです。

我々は、当社の違法取引に対する姿勢を、顧客やサプライヤーに明確に示さなければなりません。また、可能な限り、故意又は過失を問わず違法取引に関与していると思われる顧客やサプライヤーとの取引の調査、停止又は終了のための契約上の権利を得るように努めるべきです。

あなたがグループ製品が違法取引に流れているという疑いを持った場合は、直ちに現地のLEC Counsellに報告してください。

市場における違法取引の監視と評価

グループ会社は、国内市場における違法取引を定期的に監視し、グループ製品の違法販売や他の市場への横流しの程度を評価する能力を備える必要があります。

当社の手続は、特定の市場における違法取引の度合い及び内容を評価し、違法取引への対応策を策定するために必要な、具体的な手順を定めています。

違法取引は、社会に悪影響を及ぼします。政府から収入を奪い、犯罪を助長し、消費者に誤解を与えて劣悪な品質の商品を購入するように仕向け、適法な取引規制を害し、未成年へのたばこの販売防止をさらに難しくします。





脱税及びマネー・ロンダリング対策

脱税とは、法域を問わず、政府歳入の徴収を故意又は不正に免れること、すなわち不正に税を逃れることを意味します。第三者による脱税を幫助することも犯罪です。

マネー・ロンダリングとは、違法な資金や財産を隠すこと、変換すること、又は合法に見せることです。犯罪行為から得た収益の保有や取扱いも含みます。マネー・ロンダリングとは別に、テロ資金調達とは、金融システムの弱点を利用し、テロリスト集団に資金その他の資産を供給するものです。

我々はこのような活動に関与してはなりません。

脱税への関与及びその幫助の禁止

次のことを行ってはなりません。

- 脱税すること又は他の者(別のグループ会社又は第三者を含む)による脱税を幫助すること
- 脱税をしていることがわかっている、又はその疑いがある人を手助けすること

次のことを徹底しなければなりません。

- 当社が事業を展開する法域におけるすべての税法を認識し、完全に遵守する
- 正当な納付義務のあるすべての税金を計上し、支払う

いかなる会社や個人であっても、脱税することは犯罪です。税金として適切に支払われなかった金銭は、犯罪収益とみなされる場合があります。

他の会社や個人(他のグループ会社、サプライヤー、顧客、その他取引先を含む)による脱税を幫助することも犯罪です。これには、第三者による脱税を幫助すること又は第三者に脱税を依頼すること、第三者による脱税にそうと知りながら関与すること、国を問わず脱税につながる行動を、そうと知りながら、又はそれを意図して行うこと等が含まれます。

合法的な節税計画と脱税を区別することは重要ですが、この判断は時として困難です。節税計画と脱税の違いに疑問がある場合は、LEX Counselに助言を求めてください。

脱税幫助を防ぐための管理体制の維持

グループ会社は、その従業員又はその他の第三者による脱税を幫助した場合に、責任を問われる可能性があります。

したがって、グループ会社は、当社の従業員又は取引先が他の個人又は会社による脱税を幫助するリスクを防ぐための管理体制を維持する必要があります。このような管理体制には、次のものが含まれます。

- 「Supply Chain Compliance Procedure」を含む、グループの「know your customer (顧客調査)」及び「know your supplier (サプライヤー調査)」手続の全面的な実施により、相応のデューデリジェンス及び適切な管理措置の実施を確保すること

- 第三者との契約において、適切な場合は、税法の遵守及び脱税幫助の禁止に関する条項を含めること
- 第三者との関係や当社の納税債務を管理するスタッフに対し、適切な研修やサポートを実施・提供すること
- 脱税又は脱税幫助が疑われる従業員及び第三者を調査し、必要に応じて契約を中断・終了すること

従業員、代理人、請負業者、顧客、サプライヤー又はその他の取引先が脱税又は脱税幫助に関与している疑いがある場合は、直ちに現地のLEX Counselに通知してください。

犯罪による収益の取扱いへの関与の禁止

次のことを行ってはなりません。

- 犯罪(脱税を含む)による収益にかかわっていることを知っている、又は疑っている取引に関与すること
- その他、直接的か間接的かを問わず、マネー・ロンダリングと知りながらその活動に関与すること

また、自らの活動が気づかないうちにマネー・ロンダリング規制法に違反することのないようにしなくてはなりません。

ほとんどの法域では、個人や企業が、犯罪によって得られたことを知っている、疑っている、又は疑うべき理由がある資産を扱う取引に関与することは犯罪です。

マネー・ロンダリング防止法に違反すると、会社の責任が問われ、かつ個人にも影響が出る可能性があります。

多額の現金受領の拒否

次のような現金については受領を拒否するか、報告しなければなりません。

EU域内のグループ各社は、1回の取引又は関連する複数回の取引において、1万ユーロ(又はこれと同等額)を超える現金での支払を受領してはなりません。

米国のグループ会社(又は米国と関連がある業務に携わったときは米国外のグループ会社も含む)は、1回の取引又は関連する複数回の取引において、1万ドル(又はこれと同等額)を超える現金での支払を受領してはなりません。

また、これらの法域外のグループ会社も、多額の現金での支払受領を避けるべきです。

関連するテロ対策の認識と遵守

我々は、テロ資金調達を意図的に支援したり、テロ活動を支援したりしないようにしなければなりません。また、当社の活動が、関連するテロ資金調達対策措置に不注意に違反することのないようにしなければなりません。

グループ会社の内部統制には、テロリストとの関わりがあると知られている、又はその疑いがあるとして、政府又は国際機関により禁止されている企業、組織又は個人との取引がないことを(当社の「Sanctions and Export Controls Policy」や関連する「Sanctions Compliance Procedures」の全面的な実施等により)確認するためのチェックを含める必要があります。

テロリスト集団も、マネー・ロンダリングに関与する犯罪組織と類似した方法を利用する可能性があります。たとえば、小売店から流通業者や金融サービス会社まで合法的なビジネスを利用して、テロリスト集団のネットワークの資金を調達することや不正な資金を移動させる方法等です。

このような企業、組織又は個人と取引を行えば、気付かずにテロ資金調達対策措置に違反してしまう危険を冒すことになります。

したがって、マネー・ロンダリングのレッドフラグが、テロ資金調達のレッドフラグをも生じさせることに注意しておく必要があります。

我々は、金融犯罪に関して疑うべき状況に注意しなければなりません。



相談窓口

所属部門の部門長

上級管理者

現地のLEX Counsel

Head of Compliance: sobc@bat.com

金融犯罪に関与する リスクの最小化と、 疑わしい活動の報告

我々は、次の目的のための、有効な手続を備えておく必要があります。

- 違法なマネーフロー及び他のマネー・ロンダリングやテロ資金供与のレッドフラグのモニタリングを含め、犯罪による収益にかかわる取引に気づかないうちに関与するリスクを最小限に抑える
- 従業員、役員、取締役、代理人、顧客及びサプライヤーによるマネー・ロンダリングを発見し、防止する
- マネー・ロンダリング又はテロ資金調達を疑うべき状況を、従業員が把握できるよう支援する
- 適切な規制当局に、マネー・ロンダリングの義務に関する必要な報告をする

グループ各社は、自社の顧客とサプライヤーの承認手続(「know your customer (顧客調査)」及び「know your supplier (サプライヤー調査)」)が適切かつリスクベースであることを確実にし、また、顧客とサプライヤーがいかなる犯罪活動にも関与していないことをできる限り確認できるようにする必要があります。これには、「Third Party AFC Procedure」の全面的な実施を含めなければなりません。顧客又はその他の第三者による疑わしい取引又は活動があった場合、我々はそれを直ちに自身を管轄するGeneral Manager又はHead of Function及び現地のLEX Counsellに報告しなければなりません。基本的には、不可欠である場合を除き、マネー・ロンダリングに関する懸念を報告したことを同僚に開示したり、話したりしてはなりません。これは、「tipping off (情報漏洩)」という違反行為となる可能性があります。

我々は、次のレッドフラグのような、金融犯罪 に関して疑うべき状況 に注意を払わなければ なりません。

- 請求書に明記されている通貨とは異なる通貨による、又は現金若しくは現金同等物による支払
- 1枚の請求書に対する複数の支払元からの支払、又はその他通常ではない支払方法
- 通常取引で使用される銀行預金口座以外の口座を利用する、又は関連する物品若しくはサービスの供給とは関係のない国に所在する口座を利用する支払
- 過払い又は過払い返金の要求
- 関係のない第三者又はシェルカンパニー/シェルフカンパニーからの、そのような会社を通じての、又はそのような会社への支払(又は当社製品の納入要請)
- 「タックスヘイブン」として知られている国で設立された、居住している、若しくは営業している会社や個人からの、そこを通じての、若しくはそこへの支払や積出又はその国の銀行口座への支払や積出
- 当社製品を通常の場所とは違う場所に納入すること若しくは通常と違う運送経路を使って運ぶことの要求、又は同一の製品についての輸入と輸出
- 価格の虚偽の表示、当社の提供する商品又はサービスの虚偽の表示、税額の虚偽の表示等の虚偽の報告や、納入書と請求書の不一致
- 税務登録の詳細等に関するデューデリジェンスの質問に対して、顧客及びサプライヤーから適切な回答がなされないこと
- 取引の相手方が、脱税を含む犯罪行為に関与している疑い
- 異常に複雑で、商業上の正当性が不明であるM&A又はその他の取引構造(グループ会社は、関連するすべての取引に「M&A Transactions Compliance Procedure」を適用しなければなりません)

はじめに

スピークアップ(内部通報)

社会と環境

個人と事業の誠実性

外部の利害関係者

企業資産及び財務の健全性

国内及び国際取引

→ 用語

用語

68 用語



用語

近親者

「近親者」とは、配偶者、パートナー、子ども、両親、甥、姪、おば、おじ、祖父母、孫及びいとこ（義母、義理の息子など、婚姻によって生じた同様の関係を含む）を意味します。

談合

「談合」とは、競合企業との間での、競争の制限又は制限を意図した取決めを意味します。これには、正式及び非正式な協定（直接的なものか、第三者の仲介によるものかを問わない）、覚書、商業上の機密情報の（直接的又は間接的な）交換並びに業界団体の決定・勧告を含みます。

また、競争を抑制することを目的として、競合する者同士が（直接的か間接的かを問わず）情報を共有する状況も含まれます。例えば、競争する者同士が互いの価格設定方針をすり合わせるために、今後予定している値上げの情報を伝え合う、いわゆる「協調行為」等がこれにあたります。

コミュニティ投資

「コミュニティ投資」とは、当社の主要な営利事業活動や法的義務の範疇を超えた自発的な活動であり、当社が事業を展開している国やコミュニティの経済・社会・環境持続可能性に寄与するものです。こうした投資は、当社が事業を展開しているコミュニティにおけるさまざまな課題や原因に取り組むためのものです。慈善団体や非政府組織（NGO）、「市民社会」がかかわることが多く、コミュニティのプロジェクトや慈善活動への出資、現物寄付、従業員によるボランティア活動等が含まれます。

取引

「取引」は、「Code for Share Dealing」において広く解釈されており、直接的か間接的にかかわらず、また、自身のためか他の者を代理して行うものにかかわらず、売却、買付又は譲渡（贈与によるものを含む）のほか、証券にかかわるスプレッド・ベットや差金決済、証券に関するその他の派生取引も含まれます。

従業員

「従業員」には、文脈上認められる場合において、グループ会社の取締役、役員及び正社員が含まれます。

接待

「接待」には、BATの外部の個人や団体に提示若しくは提供される、又はBATの外部の個人や団体が受け取る飲食物、文化・スポーツイベントへの参加、旅行、宿泊を含む、あらゆる形態のバーチャル又は対面による厚遇が含まれます。

贈答品

「贈答品」には、BATの外部の個人や団体から提示若しくは提供される、又はBATの外部の個人や団体が受け取る、接待以外の価値のあるものが含まれます。

G&E

「G&E」とは、贈答品や接待を意味します。

G&E Tracker

「G&E Tracker」とは、事前承認・記録保管のための自動化ソリューションであり、公務員への贈答品・接待については義務付けられ、民間部門の利害関係者との贈答品・接待の交換については推奨されています。

グループ及びBAT

「グループ及びBAT」とは、British American Tobacco plcと、そのすべての子会社を意味します。

グループ会社

「グループ会社」とは、プリティッシュ・アメリカン・タバコ・グループ内のあらゆる会社を意味します。

不当な行為

「不当な行為」とは、誠実に、公平に、信認義務に則って行われるという期待に違反して、事業活動又は公的な職務を実施する（又は実施しない）ことを意味します。

内部情報

BAT plcとの関係において、「内部情報」とは、次の特徴を持つ本質的な情報です。

- 公開されていない
- 直接的か、間接的かを問わず、BAT plc又はその株式若しくはその他の証券に関連している
- 公開された場合に、BAT plcの株式若しくはその他の証券又は関連する投資商品の価格に、重大な影響を及ぼす可能性が高い

LEX

「LEX」とは、Legal and External Affairsを意味します。

市場濫用行為

「市場濫用行為」とは、金融市場の健全性や、証券及びデリバティブに対する一般の信頼を傷つける行為を意味します。

M&A Transactions Compliance Procedure

「M&A Transactions Compliance Procedure」とは、「Group Mergers & Acquisitions Transactions Compliance Procedure（グループ会社のM&A取引遵守手続）」を意味します。

用語

民間部門の利害関係者

「民間部門の利害関係者」とは、公務員を除く他のすべての事業体及び個人を意味します。

公務員

「公務員」には、政府、公共団体若しくは公的機関に雇用されている者、これらのために活動を行っている者又は公的職務を実施する者が含まれます。具体的には、例えば、国、地域又は地方の政府、省庁又は公的機関に勤務する者（省庁、軍又は警察の職員等）、公的立場にある者、国有又は国営企業の従業員（国有のたばこ会社等）、国際連合等の公的国際機関の職員、政治団体の役員、官公庁の職員候補、王室の一員、判事、裁判官等が含まれます。

記録

「記録」とは、場所や物理的な形態にかかわらず、個人が業務の遂行過程で発信又は受領した、あらゆるメディアに含まれる情報を意味します。

「法」への言及

「『法』への言及」には、適用されるすべての国家的及び超国家的法令及び規則が含まれます。

制裁対象者

「制裁対象者」とは、国連、米国、EU、英国並びにその他の国際機関及び政府による、相手方としてビジネスを行うことを規制又は禁止する者のリストに記載された個人又は団体を意味します。規制は、制裁対象者が所有又は支配する者に課される場合もあります。

制裁対象地域

「制裁対象地域」には、国際連合、米国、EU、英国及び／又はその他の国際組織若しくは政府による、包括的又は広範な地域全体に及ぶ制裁措置の対象となっている地域が含まれます。

証券

「証券」は「Code for Share Dealing」において広く解釈されており、株式（米国預託証券も含む）、オプション、先物その他のデリバティブ契約、債券、集団投資（ファンド等）のユニット、金融差金決済取引、公社債、手形又はかかる証券の価格によって価値が決定される他のあらゆる投資商品が含まれます。

SoBC Portal

「SoBC Portal」とは、利益相反の開示の捕捉、保存及び管理のためのプラットフォームを意味します。

本規準

「本規準」とは、本文書中に定めるグループ規準若しくはグループ会社が現地で採用した規準又はその両方を意味します。

税

「税」とは、あらゆる形態の直接的及び間接的な税金を意味し、法人税、所得税、社会保険負担、関税及びたばこ税、消費税及び売上税並びにあらゆる形態の税金を含みます。

Third Party AFC Procedure

「Third Party AFC Procedure」とは、「Group Third Party Anti-Financial Crime Procedure（グループ第三者金融犯罪対策手続）」を意味します。

上限金額

「上限金額」とは、英国においては、公務員については20ポンド、民間部門の利害関係者については200ポンドとします。各グループ会社は、これらの金額の範囲内で、現地の購買力と規制を考慮して、市場において穏当で合法であると認められる上限金額を基準として定める必要があります。



スマホで規準をチェック： SoBCアプリをダウンロード しましょう

QRコードをスキャンしてダウンロードするか、
www.bat.com/sobc/onlineにアクセスしてください



Download on the
App Store



GET IT ON
Google play



紙及び印刷

紙について

本文書は、FSC®の加工・流通過程 (CoC) 認証と、乾燥廃棄物の99%をリサイクル可能なISO 14001認定の環境管理システムを備えたCarbonNeutral®企業であるPureprintにより、英国内においてサステイナブルな方法で印刷されています。

本文書は、責任ある業者から仕入れたRevive 100 Silk (FSC® 認証紙) に印刷されています。これにより、適切に管理された森林の木材から印刷工場で仕上げられた文書まで、監査済みのCoCが確保されています。



印刷

本文書は、国際的な保護慈善団体であるWorld Land Trustとカーボンバランスが取られており、保全価値の高い土地の購入と保存を通じて炭素排出量を相殺しています。

伐採の脅威にさらされている既存の森林を保護することにより、炭素が固定されている状態を維持しています。このような保護森林は、炭素を大気から吸収し続けることができ、REDD (森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減) と呼ばれています。これは現在、大気中のCO2の増加や地球温暖化の影響を抑えるための、最も費用効果が高く、迅速な方法の1つとして認識されています。また、炭素削減の観点に加えて、保護森林は動植物の保護にも役立っています。保護森林に生息する動植物の中には、国際自然保護連合 (IUCN) 絶滅危惧種レッドリストで絶滅の危険性があると特定された種も多く含まれています。



詳細は下記まで お問い合わせください

Head of Compliance (sobc@bat.com)

British American Tobacco plc

Globe House

4 Temple Place

London WC2R 2PG

United Kingdom

Tel: 44 (0)207 845 1000







bat.com/sobc/online

